

目次

01 仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢、気象、人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積、人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

02 業務概要

消 防 予 算	7
令和5年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消 防 職 員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	10
広 報	11
主な広報活動	11
マスコットキャラクター	11
消防音楽隊	12
消防音楽隊の活動	12
警 防	14
警防業務の実施体制	14
消防隊の出場状況	14
消防隊の訓練実施状況	15
緊急消防援助隊	15
救 助	16
救助業務の実施体制	16
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	16
救助隊の訓練実施状況	17
国際消防救助隊（I R T）	17
航 空 消 防	18
航空消防業務の実施体制	18
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	18
航空消防活動訓練の実施	19
救 急	20
救急業務の実施体制	20
救急出場件数及び搬送人員の状況	21
事故種別傷病程度別搬送人員	21

救急隊員に対する教育訓練	22
メディカルコントロール体制	22
市民に対する応急手当の普及啓発	23
仙台市救急ステーション	23
仙台市中央救急出張所	23
デイトタイム救急隊の運用	24
PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と 救急車（Ambulance）の連携）運用	24
応急手当協力事業所表示制度 （杜の都ハートエイド）	24
指 令	25
総合消防情報システム	25
通信設備	26
有線系統図	27
無線系統図	28
映像伝送システム系統図	29
火 災 予 防	30
住宅防火対策	30
防火意識の普及啓発	30
火 災 調 査	32
出火の状況及び火災による損害額	32
主な出火原因	33
火災種別出火件数	33
署別火災発生状況	33
防火管理・消防用設備等の規制	34
防火対象物の実態	34
立入検査	35
防火管理者	36
統括防火・防災管理者	36
防火対象物定期点検報告制度	38
ホテル・旅館等に係る表示制度	39
防 災 管 理	40
防災管理の状況	40
防火管理講習等	41
防火管理に関する講習	41
防災管理及び自衛消防業務に関する講習	41

消 防 同 意	42
消防同意の状況	42
危険物規制	44
危険物施設	44
石油コンビナート等特別防災区域の現況	44
火薬類取締	45
火薬類施設	45
立入検査	45
高圧ガス規制	46
高圧ガス事業所	46
立入検査	46
民間防火組織等の活動	47
家庭を中心とした自主防災活動	47
少年・少女を中心とした自主防災活動	47
消 防 団	48
消防団の組織	48
消防団員の定員・現員	48
消防団員の活動	49
危機管理・防災	50
防災計画	51
危機対応組織	51
防災行政用無線	52
コミュニティ防災センター及び	
簡易型防災資機材倉庫の整備	53
避難所・避難場所の整備	53
災害救助物資の備蓄	55
津波避難施設の整備	55
地域の自主防災活動	56
仙台市地域防災リーダー	56
消防相互応援協定等	57
消防相互応援協定等の締結状況	57

| 03 | 統計資料

沿 革	62
消防力の推移	71
消 防 職 員	72
階級別・年齢別消防職員数	72
職員勤続年数構成表	73
職員の公務災害発生状況	74
職員の表彰	74
職員の資格取得状況	74
保有車両の配置状況	75

消防水利の状況	77
資機材の状況	78
泡消火薬剤の備蓄状況	78
林野火災資機材の配置状況	79
消防資機材の配置状況	81
水防資器材の配置状況	85
火災の発生状況	87
四季別出火件数	87
月別出火件数	87
曜日別出火件数	87
署所別火災件数	88
建物火災火元用途別出火件数	89
住宅火災の出火箇所別件数	90
中高層建築物の出火階数別出火件数	90
覚知方法別出火件数	90
初期消火器具等の使用状況	90
出 火 原 因	91
放火火災の種別出火件数・損害状況	91
建物火災の用途別・出火原因別件数	91
車両火災の出火原因別件数	92
その他の火災の出火原因別件数	92
火災防御活動状況	92
月別活動状況	92
放水火災の平均活動状況	92
救助活動の状況	93
各区・地区別活動状況	93
事故種別出場人員・活動人員	93
気象警報等及び非常配備の発令状況	94
月別気象警報等発表状況	94
月別津波警報等発表状況	94
月別非常配備発令状況	94
消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要	95
消防ヘリコプターの諸元	95
主な装備	95
ヘリコプター離着陸場一覧	95
飛行場外離着陸場適地一覧表	96
災害種別出場状況	97
昭和 23 年以降の火災の状況	98
昭和 23 年以降の火災件数及び損害状況	98
昭和 23 年以降の原因別火災発生状況	99
救急隊数の推移	100

救急医療体制	100	避難所・避難場所の概要	116
初期救急医療機関	100	各区の指定避難所一覧	116
二次救急医療機関	100	コミュニティ防災センター等の概要	121
三次救急医療機関	100	コミュニティ防災センター及び簡易型防災	
救急告示医療機関数	100	資機材倉庫の所在・施設概要一覧	121
救急活動状況	101	消 防 団	127
事故種別出場件数及び搬送人員	101	年令及び階級別消防団員数	127
行政区別出場件数及び搬送人員	101	消防団員の表彰	128
曜日別事故種別出場件数	101	消防団員の入退団状況	129
時間帯別事故種別出場件数	102	消防団員の勤続年数	129
年令区分別事故種別搬送人員	102	消防団員報酬額	129
発生場所別搬送人員	102	消防分団別人員及び装備等の配置状況	130
居住地別事故種別搬送人員	102	東日本大震災への対応状況	132
医療機関別搬送人員	103		
東北自動車道における救急応援実施状況	103		
救急隊別活動状況	104		
搬送者に対する応急処置実施状況	105		
全救急隊員による応急処置実施状況	105		
全救急隊員による拡大応急処置実施状況	105		
救急救命士による救急救命処置実施状況	105		
発足(昭和 36 年)以降の救急発生状況	106		
指令業務の状況	107		
119 番等受付状況	107		
政令防火対象物の状況	108		
中高層建築物の状況	108		
消防用設備等設置状況	109		
予防関係事務処理状況	110		
各種届出等事務処理状況	110		
消防用設備等着工届出等処理状況	110		
危険物施設の状況	111		
危険物保安監督者選任状況	111		
予防規程認可状況	111		
危険物関係事務処理状況	112		
危険物関係申請・届出状況	112		
火薬類取締法関係事務処理状況	113		
火薬類取締法関係申請・届出状況	113		
公安委員会通報・意見聴取状況	113		
高圧ガス・液石ガス法関係事務処理状況	114		
高圧ガス法関係申請・届出状況	114		
液石ガス法関係申請・届出状況	115		
ガス事業法届出状況	115		

仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢，気象，人口

(1) 地 勢

仙台市は明治 22 年の市制施行以来，7 回にわたって周辺市町村を編入し，現在の面積は 786.35 ㎢で，政令指定都市の中では浜松市・静岡市・札幌市・広島市・京都市・岡山市に次いで第 7 位の広さとなっています。

位置は宮城県のほぼ中央にあり，東は太平洋に面し，北は東から西に沿って，七ヶ浜町，多賀城市，利府町，富谷市，大和町，色麻町の各市町に境し，西は山形県に接し，南は東から西に向かって，名取市，村田町，川崎町に隣接しています。

市域の北端から西端にかけては，東北の脊梁と言われる奥羽山脈が走り，市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高 1,500m）をはじめ，標高 1,000m 級の山並が連なっています。その東には広い丘陵地が続き，その間を，七北田川，広瀬川，名取川が東流して太平洋に注ぎ，これら 3 河川の堆積によって形成された平野が，丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し，これらと丘陵地の一部は主として市街地，西部の山地と丘陵地は山林，東部の低地は主に農耕地となっています。

方 位	経 ・ 緯 度	地 名	距 離
東 端	141° 2′ 48″	宮城野区港五丁目	東西 50.579 km
西 端	140° 28′ 10″	太白区秋保町馬場字岳山	
南 端	38° 10′ 26″	若林区藤塚字須賀	南北 31.204 km
北 端	38° 27′ 18″	青葉区大倉字横川岳	

(2) 気 象

太平洋に面した海洋性気候のために寒暖の差が少なく，また，冬に奥羽山脈を越して吹き付ける北西の風が乾いているために積雪が少ないのが特徴です。平年値（統計期間：平成 3 年～令和 3 年）で見ると，平均気温 12.8℃，平均湿度 71%，平均風速 3.1m/s となっています。年間降水量は 1,273.7 mm で，5 月から 10 月までの半年間で年間の約 7 割を占めています。また，観測開始以降の気温の極値は，最高が 37.3℃（平成 30 年 8 月 1 日観測），最低が -11.7℃（昭和 20 年 1 月 26 日観測）となっています。

令和 4 年の年間平均気温は 13.5℃で，年間降水量は 1,224.5 mm でした。

(3) 総 人 口

仙台市は，明治 22 年の市制施行以来，周辺市町村を編入しながら，戦時中などの一時的な減少を除けば，ほぼ一貫して人口を増加させてきました。とりわけ，東北の中核都市として確固たる地位を占めるに至った昭和 40 年代には著しい増加を示し，その後も着実に増加を続けていましたが，新型コロナウイルス感染症の流行などにより国内外からの転入者が減ったことで，令和 3 年には政令指定都市に移行して初めて減少に転じ，その後，令和 4 年には再度増加に転じています。

自然増減と社会増減に分けて分析すると，おおむね平成初期から減少基調であった自然増減は，平成 29 年に自然減に転じており，平成 23 年の東日本大震災を契機に大きく増加した社会増については，令和 3 年まで収束の傾向を見せていましたが，令和 4 年は震災後と同等数の増加となりました。

令和 2 年国勢調査における人口は 1,096,704 人で，前回調査（平成 27 年）と比較して 14,545 人，率にして 1.3% の伸びとなり，ゆるやかに増加しています。

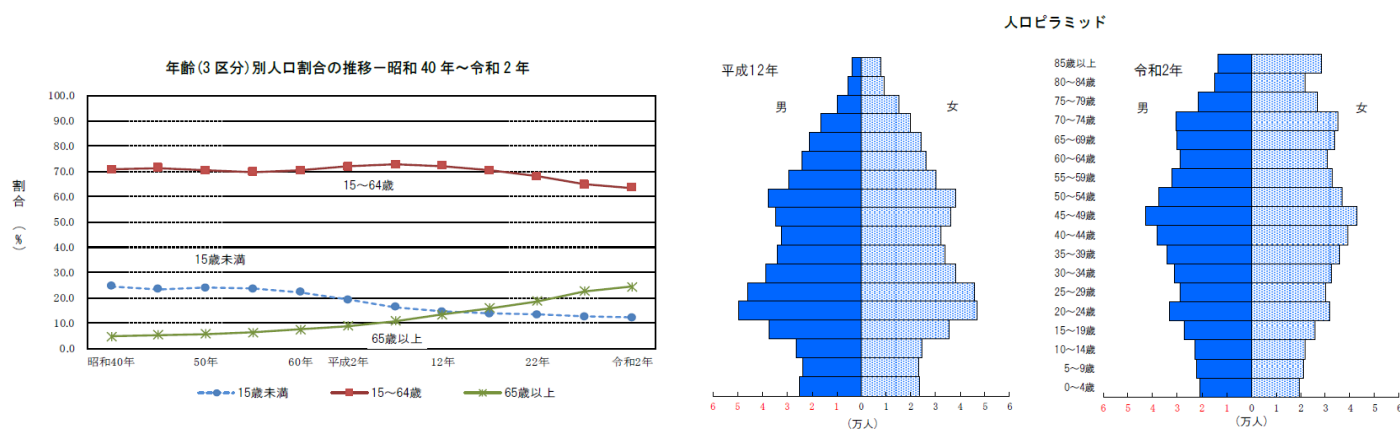
(4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（令和2年10月1日現在、国勢調査結果による）でみると、全体的に張り出しが少なく、年齢層の間で人口の差が小さい、「つぼ型」に近い形を示しています。

また、20年前の平成12年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、ピラミッドの頂点がより平たくなり、14歳以下人口も少なく、近年における超高齢社会を反映した傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は128,665人、15～64歳の生産年齢人口は673,081人、65歳以上の老年人口は257,223人で、総人口に占める割合はそれぞれ12.2%、63.6%、24.3%となっています。前回調査に対する増減率をみると、年少人口は0.3%の減少、生産年齢人口は1.4%の減少となった一方、老年人口は1.7%の増加となっています。（※）

※ 数字の単位未満については、四捨五入、あるいは切り捨てている箇所があり、また、不詳の数を含むため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。割合は分母から不詳を除いて算出しています



(5) 世帯

令和2年国勢調査における世帯数は525,455世帯で、前回調査と比較して26,502世帯、率にして5.3%増加しています。

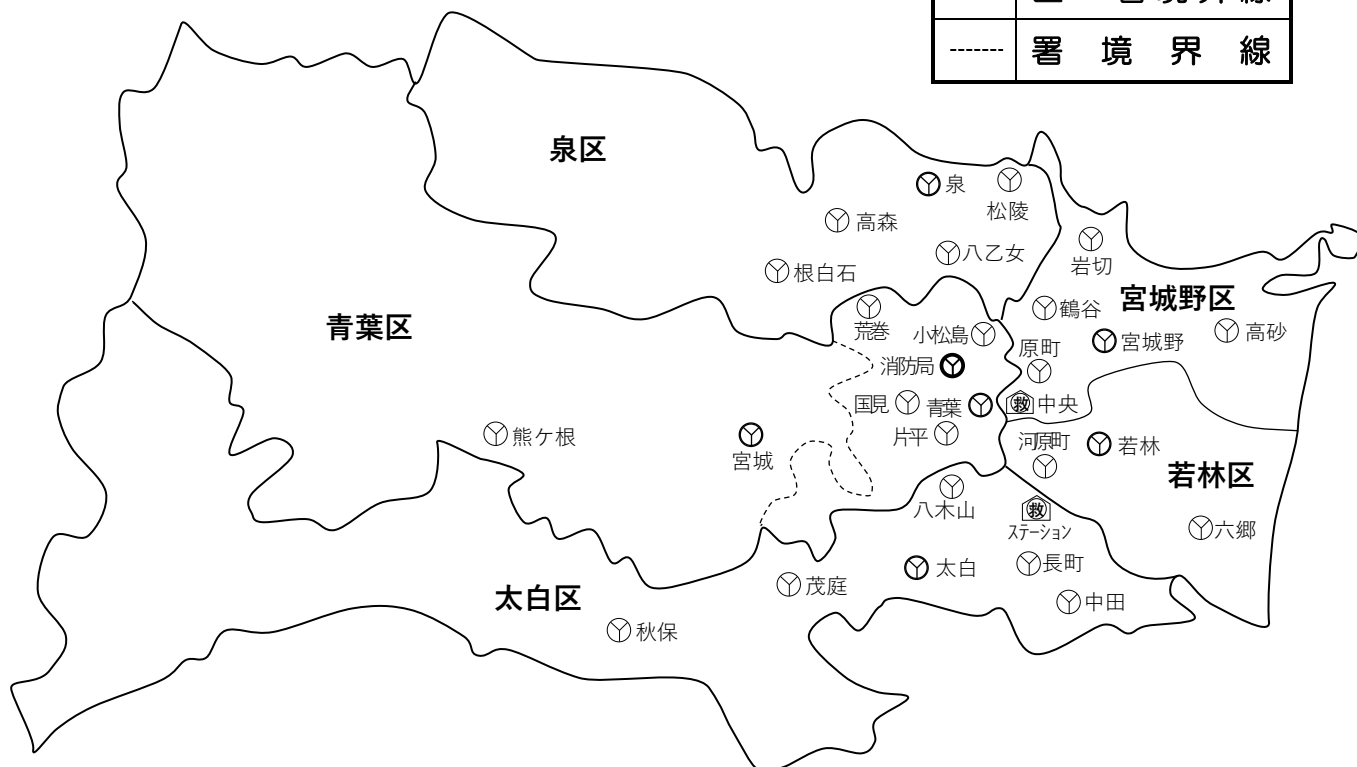
また、1世帯当たりの世帯人員は2.04人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。

仙台市消防局・消防署所等の配置

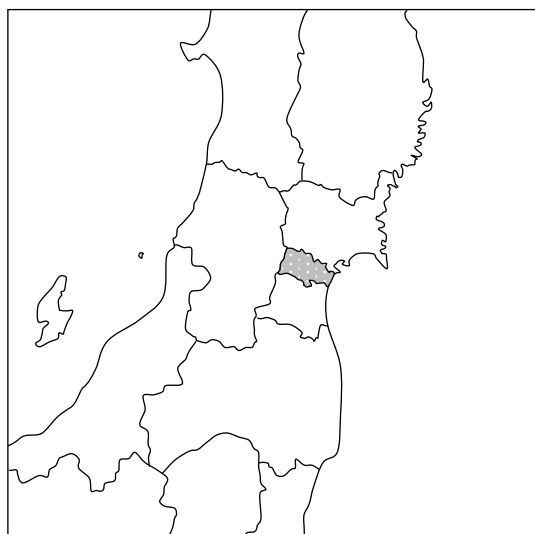
図－1 仙台市消防局・消防署所等の配置

(令和5年4月1日現在)

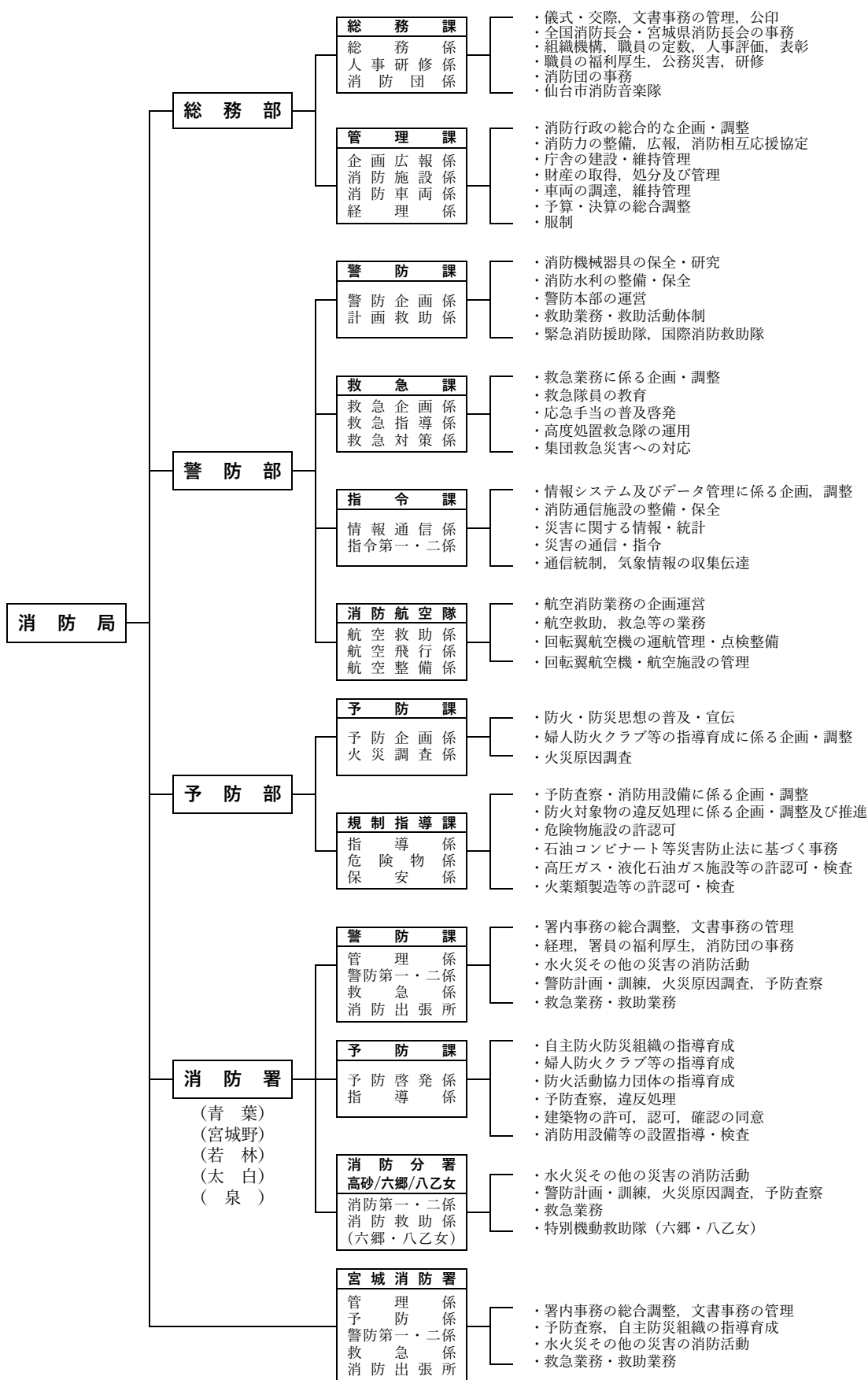
	消 防 局	1
	消 防 署	6
	分 署	3
	出 張 所	17
	救急ステーション	
	中央救急出張所	
	区・署境界線	
	署 境 界 線	



※ 消防航空隊は仙台空港隣接地で業務を行っています



組織及び主な事務分掌



図— 2 組織及び主な事務分掌

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

消防署所別面積，人口及び世帯数

表－１ 消防署所別面積，人口及び世帯数

(令和５年４月１日現在)

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人／km ²)
青葉消防署合計	40	219,161	125,175	5,479
本 署	4	43,835	26,053	10,959
国 見	8	41,943	24,111	5,243
片 平	14	32,238	19,830	2,303
小 松 島	6	47,489	27,525	7,915
荒 巻	8	53,656	27,656	6,707
宮城野消防署合計	58	188,496	97,459	3,250
本 署	8	32,316	17,413	4,040
高 砂	28	50,757	25,035	1,813
岩 切	12	24,566	11,166	2,047
鶴 谷	6	42,826	21,758	7,138
原 町	4	38,031	22,087	9,508
若林消防署合計	51	137,676	70,543	2,700
本 署	25	69,343	34,521	2,774
六 郷	21	26,838	11,787	1,278
河 原 町	5	41,495	24,235	8,299
太白消防署合計	228	233,974	113,375	1,026
本 署	16	68,662	32,686	4,291
長 町	9	63,730	31,030	7,081
中 田	11	58,207	26,677	5,292
八 木 山	7	26,419	14,833	3,774
秋 保	144	3,800	1,878	26
茂 庭	41	13,156	6,271	321
泉 消 防 署 合 計	147	209,480	98,467	1,425
本 署	13	56,935	28,063	4,380
八 乙 女	14	65,483	32,408	4,677
松 陵	7	26,296	12,382	3,757
高 森	14	27,247	11,536	1,946
根 白 石	99	33,519	14,078	339
宮城消防署合計	262	74,475	32,679	284
本 署	76	70,907	30,889	933
熊 ケ 根	186	3,568	1,790	19
消 防 局 合 計	786	1,063,262	537,698	1,353

※ 署所面積は概数であり，小数点以下を省略したため市域面積と一致しない
人口及び世帯数は令和5年4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値

消防局及び消防署所等の所在地一覧

表－２ 消防局及び消防署所等の所在地一覧

(令和５年４月１日現在)

区 分		所 在 地	構 造	建築 年	面積（㎡）						
					敷 地	延 べ					
消 防 局		青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号	SRC,RC 造 8/1	S56	3,545.65	8,836.71					
青 葉	本 署										
	国 見						青葉区国見三丁目 11 番 19 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 8	1,336.59	788.14
	片 平						青葉区片平一丁目 5 番 13 号	RC 造一部 S 造 2/0	S63	1,086.18	851.40
	小 松 島						青葉区小松島四丁目 7 番 1 号	RC 造 2/0	S55	4,066.77	466.64
	荒 巻	青葉区川平三丁目 3 番 48 号	RC 造一部 S 造 2/0	H22	1,571.04	599.94					
宮 城 野	本 署	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	RC 造一部 S 造 3/0	S58	5,086.74	3,078.98					
	高 砂	宮城野区高砂一丁目 30 番地の 15	RC 造一部 S 造 2/0	H11	3,068.11	1,574.03					
	岩 切	宮城野区岩切字三所南 1 番地の 4	S 造 2/0	H27	1,465.07	752.28					
	鶴 谷	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 19 番地の 6	RC 造 2/0	H20	1,422.51	796.11					
	原 町	宮城野区原町一丁目 3 番 54 号	RC 造一部 S 造 3/0	H 6	898.00	743.71					
若 林	本 署	若林区遠見塚二丁目 25 番 20 号	RC 造 4/0	H 4	2,929.22	3,066.58					
	六 郷	若林区今泉字久保田東 32 番地の 65	S 造 4/0	H29	2,999.78	1,976.51					
	河 原 町	若林区河原町一丁目 2 番 1 号	S 造 3/0	H21	881.48	1,246.56					
太 白	本 署	太白区山田北前町 15 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H 1	4,155.42	2,845.75					
	長 町	太白区大野田五丁目 5 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H14	1,499.00	992.94					
	中 田	太白区中田四丁目 14 番 5 号	RC 造 2/0	H 7	1,316.83	796.74					
	八 木 山	太白区八木山香澄町 25 番 20 号	RC 造 2/0	H25	1,459.65	749.91					
	秋 保	太白区秋保町湯向 29 番地の 7	RC 造 2/0	H 5	2,573.60	559.38					
	茂 庭	太白区茂庭台四丁目 1 番 34 号	RC 造一部 S 造 2/0	H 6	1,011.01	486.07					
泉	本 署	泉区将監四丁目 4 番 1 号	RC 造一部 S 造 4/0	H12	12,018.31	3,949.17					
	八 乙 女	泉区八乙女中央三丁目 7 番 60 号	RC 造 2/0	H22	1,539.02	1,430.46					
	松 陵	泉区松陵五丁目 20 番地の 3	RC 造一部 S 造 1/0	H 3	1,400.81	400.30					
	高 森	泉区高森四丁目 2 番地の 616	RC 造一部 S 造 2/0	H 5	2,335.30	513.98					
	根 白 石	泉区小角字館前 12 番地の 1	RC 造一部 S 造 2/0	H17	1,353.05	765.35					
宮 城	本 署	青葉区落合二丁目 15 番 1 号	RC 造 3/0	H 9	3,495.88	2,159.70					
	熊ヶ根	青葉区熊ヶ根字町一番の五 1 番地の 7	RC 造一部 S 造 2/0	H 4	1,500.00	520.57					
救急ステーション		太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号	RC 造 2/0	H26	653.66	754.40					
中 央 救 急		宮城野区名掛丁 207 番地	S 造 1/0	R 2	881.53	568.84					
消防航空センター		岩沼市空港西一丁目 7 番地	S 造 3/0	H30	4,299.65	2,258.73					

表－２－２ 災害対応自家用給油取扱所の所在地一覧

区 分	所在地	設置年	地下タンク構造	タンク容量 (ℓ)	
				ガソリン	軽油
宮城野本署	宮城野区苦竹三丁目 6 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000
泉 本 署	泉区将監四丁目 4 番 1 号	H28	鉄製強化プラスチック製二重殻タンク	30,000	18,000

業 務 概 要

消 防 予 算

(1) 令和 5 年度当初予算の概要

消防局の令和 5 年度当初予算額は 145 億 9,545 万円で、仙台市一般会計予算 6,146 億 5,100 万円に占める割合は 2.4%となっています。

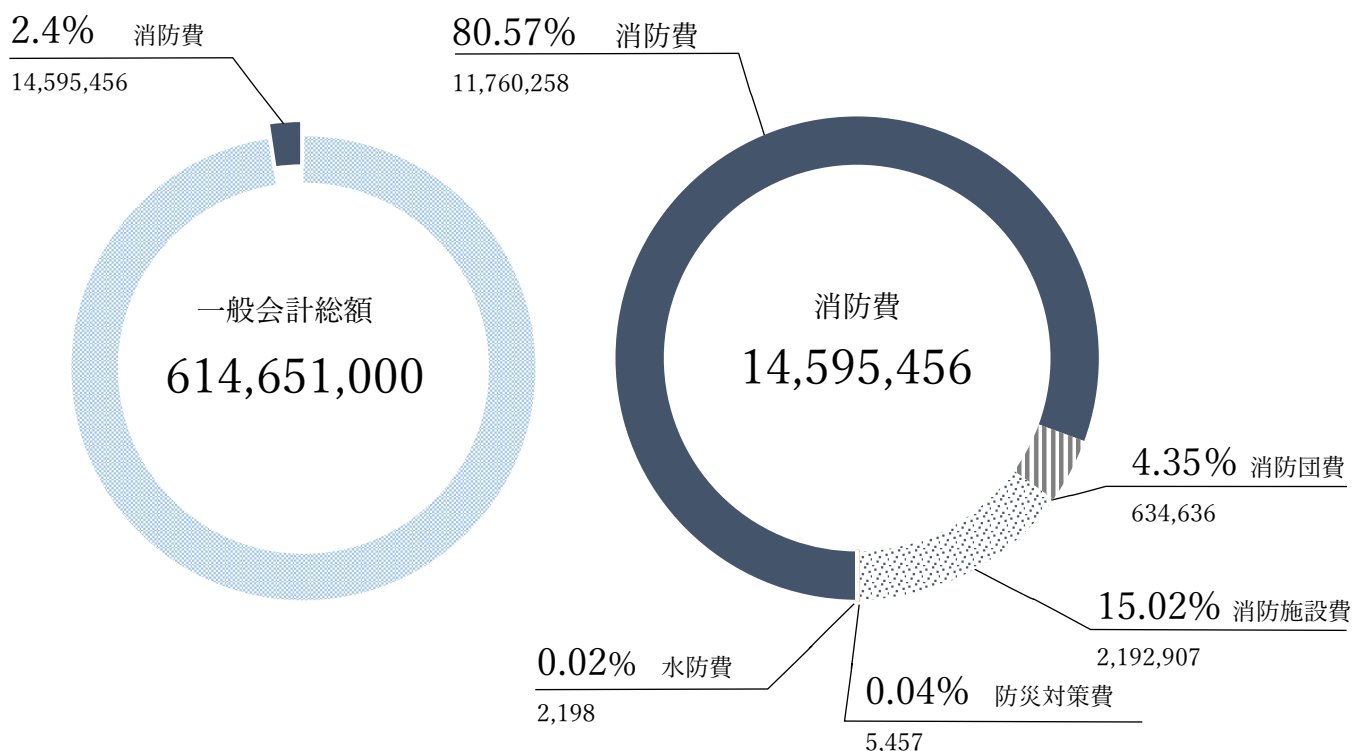
消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費、総合消防情報システム運用に要する経費等の消防費として 117 億 6,025 万円、団員報酬等、退職報償金、消防団施設等整備費の消防団費として 6 億 3,463 万円、消防車両整備費、消防水利整備費、庁舎施設・設備整備費等の消防施設費として 21 億 9,290 万円、災害弱者の家具転倒防止事業費の防災対策費として 545 万円、水防用資機材整備費の水防費として 219 万円です。

また、消防費の性質別内訳は、人件費 106 億 6,613 万円、事業費 39 億 2,932 万円となっています。

表－3 年度当初予算の比較

区 分		4 年度当初予算 (千円)	5 年度当初予算 (千円)	対前年度比	
				金額 (千円)	割合 (%)
予 算 総 額 (企 業 会 計 を 除 く)		907,948,231	935,001,281	27,053,050	103.0
一 般 会 計 総 額		592,893,000	614,651,000	21,758,000	103.7
消 防 費		14,316,468	14,595,456	278,988	101.9
(対 一 般 会 計 構 成 比)		2.4%	2.4%		
内 訳	消 防 費	12,038,404	11,760,258	△278,146	97.7
	消 防 団 費	586,272	634,636	48,364	108.2
	消 防 施 設 費	1,683,333	2,192,907	509,574	130.3
	防 災 対 策 費	6,126	5,457	△669	89.1
	水 防 費	2,333	2,198	△135	94.2

【令和5年度当初予算（単位：千円）】



(2) 主な事務事業の概要

令和 5 年度は、消防局運営の基本方針に掲げる下記 5 分野の各種事業について総合的に取り組みます。

表－４ 主な事務事業の概要

事業名	概要	事業費 (千円)
業務執行体制の充実	・効果的・効率的な事業の推進 ・働きやすい職場環境の醸成 ・業務継続体制の確保 ・広報機能の充実 ・車両事故防止対策の推進	29,449
消防活動体制の充実	・総合的な消防力の整備 ・消防活動体制の高度化 ・円滑な通信・指令体制の確立 ・航空消防活動体制の充実強化 ・消防団の充実強化	3,001,752
救急体制の充実	・市民ニーズに対応した救急体制の充実 ・救急活動の高度化に向けた対策の推進 ・市民による応急救護技術の向上促進 ・医師等による救急現場活動体制の充実	171,142
火災予防対策等の推進	・住宅防火対策等の推進と防火意識の普及啓発 ・火災調査体制の充実強化 ・防火対象物等の防火安全対策・危険物施設等の事故防止対策の推進	76,285
大規模災害等への対応	・大規模自然災害等各種災害対策の推進 ・緊急消防援助隊活動体制の充実強化 ・G 7 仙台科学技術大臣会合への対応	261,414

(3) 過去 5 年間の歳出決算額

表－５ 歳出決算額（一般会計との比較）

年度別	一般会計 (千円)	消防費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
平成 29 年度	507,812,741	14,856,233	2.9
30 年度	501,918,536	15,552,204	3.1
令和 元 年度	524,022,251	14,040,716	2.7
2 年度	653,994,120	13,652,440	2.1
3 年度	629,801,462	13,244,295	2.1

消 防 職 員

(1) 職員の配置状況

令和 5 年 4 月 1 日現在の消防職員数は、1,109 人（消防学校入校中及び派遣等の職員 40 人を含む）であり、配置状況は、消防局に 210 人、消防署に 899 人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部救急課、指令課及び消防航空隊並びに消防署警防課及び消防分署）が 836 人、毎日勤務者が 273 人となっています。

表－6 職員の配置状況

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	計	消防局	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
消 防 司 監	1	1						
消 防 正 監	5	4	1					
消 防 監	8	2	1	1	1	1	1	1
消防司令長	72	25	10	8	7	9	7	6
消 防 司 令	122	42	12	16	15	12	18	7
消防司令補	333	69	54	45	41	49	50	25
消 防 士 長	294	33	51	50	40	56	43	21
消 防 士	266	26	49	49	33	48	39	22
その他の職員	8	8						
小 計	1,109	210	178	169	137	175	158	82
短時間再任用職員	25	7	4	4	2	3	2	3
合 計	1,134	217	182	173	139	178	160	85

(2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

令和４年度は、消防大学校に８人、消防学校に９６人の計１０４人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－７ 職員研修の状況

（令和４年度）

区分		研 修 種 別	対象者・資格等	日数	受講者数		
学校研修	消防大学校	予防科（第112期）	消防司令補以上で指導的立場の者等	35日	1		
		救助科（第85期）	消防司令補以上で指導的立場の者等	35日	1		
		緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第27回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	9日	1		
		緊急消防援助隊教育科 NBC コース（第12回）	NBC 災害担当者又は特別機動救助隊長等	15日	1		
		緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第22回）	消防司令補以上で管理指導的な者等	10日	1		
		緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第12回）	特別機動救助隊長等	10日	1		
		女性活躍推進コース（第7回）	消防司令補又は消防士長の階級にある女性消防吏員	7日	1		
		査察業務マネジメントコース（第6回）	査察業務全般を主管する係長以上の者	5日	1		
	宮城県消防学校	初任総合教育（第26期）	新たに消防職員に任命された者	180日	26		
		特殊災害科（第7期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、現場指揮業務に従事している者	7日	6		
		危険物科（第7期）	消防司令補又は消防士長の階級にあり、危険物保安業務に従事している者	5日	6		
		初級幹部科（第36期）	消防司令補又は部隊等の管理を職務とする消防士長の階級にある者	10日	7		
		上級幹部科（第8回）	消防司令長以上の階級にある者	2日	7		
		救助隊員再教育講習	救助隊員として、1～5年間従事している者	10日	6		
		指揮隊長教育講習	災害現場において、部隊指揮、安全管理を担当する者	5日	6		
		救急救命士処置拡大講習	気管挿管追加講習終了者	1日	26		
		救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	6		
		派遣研修	資格取得研修	2級小型船舶操縦士	関係職にある者	5日	6
				特殊小型船舶操縦士	〃	2日	2
				衛生管理者	〃	1日	7
小型移動式クレーン	〃			3日	8		
クレーン玉掛け	〃			3日	8		
第1級陸上特殊無線技士	〃			9日	3		
潜水士	〃			1日	2		
大型自動車免許	〃			35日	23		
中型自動車免許	〃			20日	15		
特別管理産業廃棄物管理責任者	〃			1日	2		
救急救命士	救急救命士養成研修		救急救命東京研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日	8		
	救急救命士就業前病院実習		救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	17		
	救急救命士定期研修		救急救命士	2日	160		
	救急ステーション実習		〃	365日	67		

広 報

(1) 主な広報活動

市民との協働による消防防災行政を推進するため、市民が知りたい情報、暮らしの安全に役立つ情報を提供して、消防防災行政への理解と協力が得られるよう、広報活動を実施しています。

主な広報活動としては、各種事業や行事等について市政記者クラブ等に対する資料の提供、パンフレットやカレンダー等の作成・配布、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じた防火防災情報の発信などを行っています。特に、若者世代等への広報力を強化するため平成26年度から「Facebook」、令和2年度から「Twitter」、
「Instagram」の消防局公式アカウントを開設し、SNS による情報発信体制の拡充を図りました。また、仙台市公式YouTube アカウント「せんだいTube」への積極的な動画投稿、テレビ番組の密着取材企画に協力するなど、幅広い世代へ向けた広報を展開しています。

表－8 主な広報活動

(令和 4 年度)

広 報 活 動	件 数
市 政 ク ラ ブ 資 料 提 供	36
そ の 他 資 料 提 供	2
メ デ ィ ア 取 材 協 力	14
イ ベ ン ト 協 力	2
雑 誌 等 へ の 寄 稿	2
市 政 だ よ り (全 市 版) 掲 載	3
ラ ジ オ に よ る 情 報 発 信	42
消 防 局 S N S に よ る 情 報 発 信	269
せ ん だ い T u b e 掲 載	6

消防カレンダー



SNS 各QRコード



表－8－2 SNS 運用状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

SNS 種別	運用開始	フォロワー数	投稿数(令和 4 年度)	投稿数 (累計)
Facebook	H26.8.15	3,961	262	1,507
Twitter	R 3.2.26	1,881	254	443
Instagram	R 3.2.26	2,643	223	453

(2) マスコットキャラクター



【レスキューまさむね君】



【火消しまさむね君】



【QQ まさむね君】



【防災まさむね君】

※ 各まさむね君は「伊達家伯記念會」の協力を得ています

消 防 音 楽 隊

(1) 消防音楽隊の活動

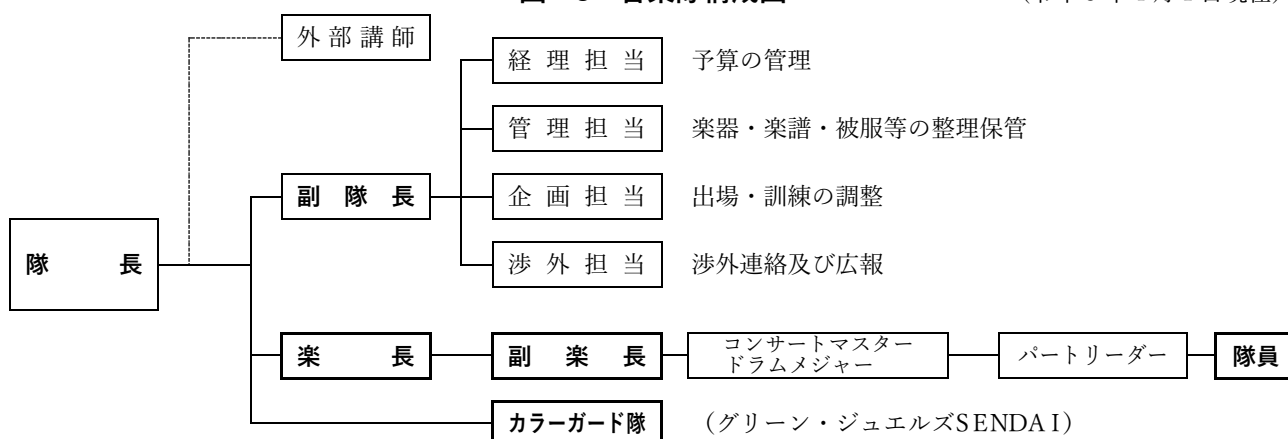
仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下 36 名の隊員で編成され、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の行事や、七夕まつりなどの伝統的行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズ SENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っています。

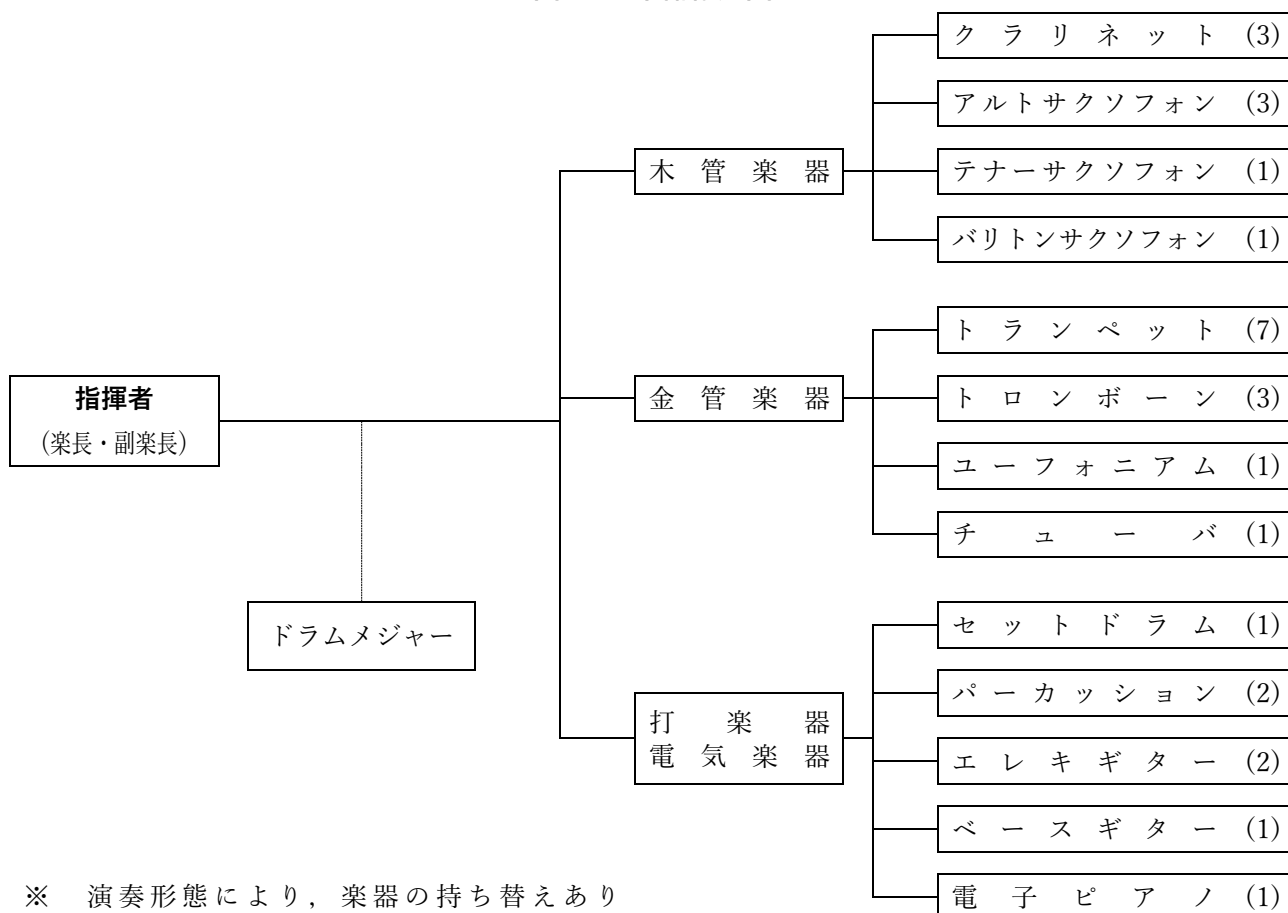
※ 令和 5 年 4 月 1 日現員数：隊長以下 36 名（音楽隊 30 名・カラーガード隊 6 名）

図－3 音楽隊構成図

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



図－4 楽器編成図



※ 演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表－９ 出場状況及び訓練回数（過去５年間）

区 分	令和４年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度	平成30年度
出 場 件 数	19 (7)	11 (6)	7 (2)	32 (12)	34 (14)
消防関係行事	12 (4)	6 (4)	4 (2)	19 (2)	19 (3)
市 関 係 行 事	6 (3)	5 (2)	2 (0)	13 (10)	14 (10)
その他の行事	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0	1 (1)
訓 練 回 数	125 (87)	104 (78)	111 (68)	101 (102)	108 (115)
啓発対象者数	11,933	4,579	830	144,806	214,053

※ () 内の数字はカラーガード隊の出場・訓練回数

※ 啓発対象者について、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、平成３０年度は仙台市出身スポーツ選手の凱旋パレードへの出場により増大している

表－10 楽器保有数

(令和５年４月１日現在)

区 分	楽 器 名 称 (木管楽器・金管楽器)														
	ピ ッ コ ロ	フ ル ー ト	オ ー ボ エ	ク ラ リ ネ ット	バ ス ク ラ リ ネ ット	ソ プ ラ ノ サ ック ス	ア ル ト サ ック ス	テ ナ ー サ ック ス	バ リ ト ン サ ック ス	ト ラン ペ ット	コ ル ネ ット	ホ ル ン	ユー フ オ ニ ア ム	ト ロ ン ボ ー ン	チ ュー ー バ
演 奏 用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区 分	楽 器 名 称 (パーカッション)														
	シ ン バル	ド ラム セ ット	バス ド ラム	ス ネ ア ド ラム	テ ナ ーク オ ー ド	ティ ン パ ニ	シ ロ フ ォ ン	ビ ブ ラ フ ォ ン	グ ロ ッ ケ ン	コ ン ガ	ボ ン ゴ	ティ ン バ レ ス	エレ キ ギ ター	エレ キ ベ ース	電 子 ピ ア ノ
演 奏 用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								



せんだいTube



第42回定期演奏会の様子

(1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和 23 年 11 月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてきました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化し、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められています。

こうした背景の下、本市においては令和 5 年 4 月 1 日現在、各消防署（6 署）に指揮隊及び警防隊を配置するとともに、各消防分署（3 分署）及び消防出張所（17 出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

(2) 消防隊の出場状況

令和 4 年中の消防隊の出場件数は 4,239 件で、出場延人員は 45,969 人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が 215 件（出場人員 5,663 人）、火災以外の災害出場が 4,024 件（出場人員 40,306 人）です。

表－11 災害種別の出場状況

（令和 4 年中）

区 分		出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの 出 場 台 数	一件あたりの 出 場 人 員
合 計		4,239	12,629	45,969	3.0	10.8
火 災	放 水	85	959	3,498	11.3	41.2
	非 放 水	124	582	2,128	4.7	17.2
	管 外	6	8	37	1.3	6.2
火 災 以 外	自 然 災 害	67	99	434	1.5	6.5
	救 助	462	2,369	8,817	5.1	19.1
	危 険 物 漏 洩	288	627	2,276	2.2	7.9
	ガ ス 漏 れ	26	137	484	5.3	18.6
	誤 報	144	1,277	4,610	8.9	32.0
	偽 報	22	72	278	3.3	12.6
	非 火 災 報	522	810	3,283	1.6	6.3
	P A 連 携	1,871	4,368	15,217	2.3	8.1
	そ の 他	622	1,321	4,907	2.1	7.9

表－12 消防隊の訓練実施状況

（単位：回）（令和 4 年度）

区 分	指揮技術 訓	活動技術 訓	機器操作 訓	林野火災 訓	水防訓練	消防訓練	集団災害 訓	災害対応 訓	効果確認
合 計	210	6,467	4,865	11	28	34	28	169	67
青 葉	22	862	525	1	5	2	1	20	9
宮 城 野	41	954	1,195	5	10	13	6	53	4
若 林	21	1,060	854	1	3	7	6	24	8
太 白	75	1,041	869	1	4	5	3	38	1
泉	10	1,686	929	1	3	3	10	19	35
宮 城	24	656	453	1	2	3	2	11	6
消防航空隊	17	208	40	1	1	1		4	4

(3) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。

(4) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、12件となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動して、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害対応にあたり、仙台市は、札幌市消防局、東京消防庁、北九州市消防局の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受けました。

表－13 本市緊急消防援助隊の出動実績

件数	年	活 動 期 間	災 害 の 内 容
1	H10	H10.9.4 (1日)	岩手県内陸北部地震
2	H12	H12.4.3～H12.4.19 (17日)	北海道有珠山火山災害
3	H15	H15.9.26 (1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28～H15.10.11 (14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	H16	H16.7.14～H16.7.15 (2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23～H16.10.28 (6日)	新潟県中越地震
7	H19	H19.7.16～H19.7.23 (8日)	新潟県中越沖地震
8	H20	H20.6.14～H20.6.18 (5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24～H20.7.24 (1日)	岩手県沿岸北部地震
10	H28	H28.8.31～H28.9.9 (10日)	平成28年台風第10号災害
11	H30	H30.9.6～H30.9.10 (5日)	北海道胆振東部地震
12	R1	R1.10.13～R1.10.18 (6日)	令和元年東日本台風災害

表－14 本市緊急消防援助隊の登録状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	登録隊数	登録人数
合 計	55 (49)	211 (186)
指 揮 支 援 隊	3	15
県 大 隊 指 揮 隊	4 (1)	16 (4)
統合機動部隊指揮隊		
NBC災害即応部隊指揮隊		
土砂・風水害機動支援隊指揮隊		
航 空 指 揮 支 援 隊	1	3
消 火 小 隊	13	52
救 助 小 隊	3	15
救 急 小 隊	7	22
後 方 支 援 小 隊	7 (6)	17 (14)
通 信 支 援 小 隊	1	3
特 殊 災 害 小 隊	8 (6)	32 (22)
特 殊 装 備 小 隊	6	24
航 空 小 隊	2	12

※ ()内は重複を除いた数

救 助

(1) 救助業務の実施体制

近年発生している多種多様な救助事案に的確に対応するため、平成 19 年 4 月に消防活動体制を再編し、人命の救助に関する専門的かつ高度な知識を持った特別機動救助隊（スーパーレスキュー仙台、2 隊 32 名・特殊災害対応車（NBC 車）1 台・救助工作車Ⅲ型 2 台・特別高度工作車 1 台・水難救助車 1 台・大型水槽車 1 台を運用）を青葉消防署と若林消防署に配置しました。その後、若林消防署配置隊を平成 21 年 4 月 1 日から若林消防署河原町分署へ、平成 29 年 4 月 1 日から若林消防署六郷分署へ配置換えしています。また、青葉消防署配置隊を平成 22 年 11 月 1 日から泉消防署八乙女分署へ配置換えしています。更に、各消防署（6 署）に特別消防隊（ファイヤーレスキュー、6 隊 96 名・救助工作車 6 台・はしご自動車 6 台、大型水槽車 6 台を運用）を配置して、救助業務を実施しています。

(2) 事故種別救助隊出場件数及び活動の状況

令和 4 年中の救助活動実施状況は、救助出場件数 757 件（対前年 3 件増）、救助活動件数 472 件（対前年同件数）、救助人員 366 人（同 6 人増）となっています。

表－15 事故種別救助隊出場件数及び活動状況

（過去 3 年）

災 害 種 別		出 場 件 数			活 動 件 数			救 助 人 員		
		令 和 4 年	令 和 3 年	令 和 2 年	令 和 4 年	令 和 3 年	令 和 2 年	令 和 4 年	令 和 3 年	令 和 2 年
合 計		757	754	671	472	472	374	366	360	267
火 災	建 物	73	80	101	50	58	60	12	14	8
	建物以外	24	19	13	2	5	3	0	1	2
交 通 事 故		90	108	101	58	73	60	72	74	65
水 難 事 故		17	13	12	15	12	9	10	9	7
自 然 災 害 事 故		13	7	0	13	7	0	14	11	0
機 械 に よ る 事 故		3	2	6	2	2	4	1	5	4
建物等による事故		234	215	173	217	201	144	177	164	118
ガス及び酸欠事故		21	33	25	9	22	12	5	12	6
破 裂 事 故		0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 事 故		282	277	240	106	92	82	75	70	57

(3) 救助隊の訓練実施状況

各救助隊は、複雑多様化する火災・交通事故・水難事故・自然災害等のあらゆる災害現場において迅速かつ確実な人命救助活動及び消火活動を行うため、各種訓練を実施しています。

表－16 救助隊の訓練実施状況

(令和4年中)

訓練内容	回数
体力錬成訓練	1,146
ロープ基本・応用訓練	320
検索・救助訓練	2,224
各種救助器具取扱訓練	1,021
各種救助事象想定訓練	248
その他の訓練	24
合計	4,983

(4) 国際消防救助隊（IRT）

仙台市は、昭和62年に国際消防救助隊協力都市となり、職員11名が国際消防救助隊員に登録されています。出動体制は協力都市で日付毎グループ化し、本市の場合、毎月17日から20日までの間に消防庁長官から要請があったときに出動する体制となっています。

本市では、平成11年9月21日に発生した台湾地震へ4名、平成15年6月22日に発生したアルジェリア北部地震へ2名、平成29年9月20日に発生したメキシコ地震へ3名の隊員を日本救助チームの一員として派遣し、人命救助活動にあたりました。



国際消防救助隊エンブレム



メキシコ地震に伴う派遣

航 空 消 防

(1) 航空消防業務の実施体制

仙台市消防航空隊は、ヘリコプターを活用した山林火災における空中消火、遭難者の検索や救助、救急搬送、ヘリコプターテレビ電送システムなどを活用した情報収集等の航空消防活動を実施するため、平成5年4月に太白区郡山の「仙台ヘリポート」を基地として発足しました。

そして、平成13年2月には若林区荒浜に「仙台市消防ヘリポート」が完成し、同年4月からこのヘリポートに「荒浜航空分署」として消防航空隊、救助隊並びに救急隊を配置しました。

また、平成18年8月には宮城県沖地震への対応や点検等による空白期間を解消するため、新たに2機目の消防ヘリコプターを導入し、24時間365日常時1機体制の確保等、消防航空体制の強化を図り、更に平成23年4月には消防ヘリコプター1号機を更新しました。

平成23年3月11日発生 of 東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、仙台空港を暫定的活動拠点としていました。

平成30年4月仙台空港隣接地に恒久的な新しい活動拠点である「仙台市消防航空センター」が完成し、運航を開始しています。

(2) 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

消防ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用され、令和4年中の出場実績は、市域内への出場64件（火災22件、救助20件、救急10件、その他12件）、市域外への出場14件となっています。

また、これまでの大規模災害時等の実績として、阪神・淡路大震災を契機に発足した「緊急消防援助隊」による出場が6件、「宮城県内航空消防応援協定」による出場が292件となっています。

表-17 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

(令和4年中)

災 害 種 別	出場件数 (件)	飛 行 時 間	出 場 人 数	救助搬送人数
火 災	26	13 : 32	139	0
救 助	24	14 : 57	126	13
救 急	16	12 : 21	82	12
自 然 災 害	0	0 : 00	0	0
そ の 他	12	9 : 34	67	0
合 計	78	50 : 24	414	25



消防ヘリコプター2号機「けやき」

消防ヘリコプター1号機「せんだい」

表－18 区域別活動別出場件数

(令和4年中)

区 分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	宮城地区	市域内 沿岸部 ※	市域内 小 計	市域外	合 計
合 計	9	7	11	14	9	14	0	64	14	78
情 報 収 集	5	7	7	8	3	1		31	3	34
消 火 活 動									1	1
救 助 活 動	1		2	4	1	4		12	4	16
救 急 活 動			1	1	1	7		10	6	16
照 明 活 動										0
物 資 輸 送										0
人 員 輸 送										0
無 線 中 継										0
活 動 無	3		1	1	3	2		10		10
そ の 他					1			1		1

※ 宮城県に津波警報等が発表された際の避難広報又は海面変動監視に係る出場

表－19 月別活動別出場件数

(令和4年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	5	3	3	7	11	8	7	3	16	7	2	6	78
情 報 収 集	3	1	2	4	5	1	4	3	2	4	2	3	34
消 火 活 動					1								1
救 助 活 動	1			2	2	3	3		5				16
救 急 活 動	1				1	4			7	2		1	16
照 明 活 動													0
物 資 輸 送													0
人 員 輸 送													0
無 線 中 継													0
活 動 無		2	1	1	2				1	1		2	10
そ の 他									1				1

(3) 航空消防活動訓練の実施

消防航空隊は、航空消防活動における専門的な教育を受けた隊員による部隊として、各種災害現場において特殊な活動を行うため、日常から、その資質向上を図るために航空救助・救急訓練などの各種訓練や県内外の消防機関、自衛隊等の他機関と合同で大規模災害対応訓練等を実施しています。

救 急

(1) 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和 38 年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成 3 年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成 15 年 4 月からは、市内 4 医療機関との連携によりメディカルコントロール体制を構築しています。

令和 4 年 4 月には、増加する救急需要対策の一環として、平日の日中に稼働するデイトタイム救急隊を青葉消防署に新設しました。令和 5 年 4 月 1 日現在、6 署 3 分署 13 出張所、救急ステーション、中央救急出張所に 28 隊の救急隊（うち 1 隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を設置し、専任救急隊員 239 人（兼任救急隊員 490 人）と 39 台の高規格救急車（予備車 11 台を含む）で救急業務を実施しています。

表－20 救急隊の配置状況

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

署 名 称	救急隊数	救 急 隊 設 置 署 所
消 防 局	4 隊	救急ステーション 2 隊（うち 1 隊は高度処置救急隊）、中央救急出張所 2 隊
青 葉 消 防 署	6 隊	本署 3 隊、国見出張所、片平出張所、荒巻出張所
宮城野消防署	5 隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若 林 消 防 署	3 隊	本署、六郷分署、河原町出張所
太 白 消 防 署	5 隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉 消 防 署	3 隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮 城 消 防 署	2 隊	本署、熊ヶ根出張所
合 計	28 隊	

表－21 救急隊員数等

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

救 急 隊 員 数	専任救急隊員	239
	兼任救急隊員	490
	計（人）	729
救急隊員有資格者の内訳	救急科（250 時間）修了者	638
	救急科救急標準課程（250 時間）修了者	277
	救急Ⅰ課程（135 時間）及び救急Ⅱ課程（115 時間）修了者	23
	救急Ⅰ課程（135 時間）のみ修了者	2
	計（人）	940
	救急救命士有資格者（就業前実習未修了者除く）（人）	198
救急救命士配置状況	各救急隊	152
	指令課	7
	救急課（救急ステーション救急隊、中央救急出張所救急隊を除く）	9
	その他（研修所派遣、各署日勤等）	30
	計（人）	198
救 急 車 配 置 状 況	各救急隊	27
	高度処置救急隊（ドクターカー）	1
	予備車（本署、救急ステーション及び中央救急出張所に各 1 台、救急課に 3 台配置）	11
	計（台）	39

(2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

令和４年中の救急出場件数は 60,737 件（対前年 8,735 件増，対前年比 16.8%増），搬送人員は 50,073 人（対前年 5,073 人増，対前年比 11.3%増）となっています。これは，１日あたり約 166.4 件，約 8.7 分に１回の割合で救急隊が出場し，市民の約 21.9 人に１人が救急隊によって搬送されたことになります。

表－22 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分	仙 台 市				全 国			
	出場件数	指数	搬送人員数	指数	出場件数	指数	搬送人員数	指数
平成 18	38,787	100	35,003	100	5,240,478	100	4,895,328	100
19	39,464	102	35,548	102	5,293,403	101	4,905,585	100
20	37,512	97	33,415	95	5,100,370	97	4,681,447	96
21	37,863	98	33,140	95	5,125,936	98	4,686,045	96
22	42,052	108	36,312	104	5,467,620	104	4,982,512	102
23	46,394	120	40,086	115	5,711,102	109	5,185,313	106
24	45,226	117	38,688	111	5,805,701	111	5,252,827	107
25	45,671	118	39,511	113	5,918,939	113	5,348,623	109
26	47,184	122	40,813	117	5,988,377	114	5,408,635	110
27	48,065	124	41,371	118	6,058,190	116	5,481,252	112
28	48,363	125	42,701	122	6,213,628	119	5,624,034	115
29	49,816	128	44,123	126	6,345,517	121	5,738,664	117
30	52,538	135	46,591	133	6,608,341	126	5,962,613	122
令和 元	54,816	141	47,973	137	6,642,772	127	5,980,258	122
2	48,649	125	42,074	120	5,935,694	113	5,295,727	108
3	52,002	134	45,000	129	6,193,581	118	5,491,744	112
4	60,737	157	50,073	143	7,229,838	138	6,216,909	127

※ 令和４年の全国値は速報値

(3) 事故種別傷病程度別搬送人員

令和４年中の搬送人員 50,073 人の傷病程度別の状況をみると，死亡，重症，中等症が全体の 64.4%，軽症の割合は 35.6%となっています。

表－23 事故種別傷病程度別搬送人員

（令和４年中）

区 分	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	その他
急 病	34,263	386	2,361	19,896	11,619	1
一般負傷	6,886	13	453	2,836	3,581	3
転院搬送	5,008	2	897	3,832	276	1
交 通	2,495	3	66	744	1,682	0
そ の 他	1,421	24	90	657	650	0
計	50,073	428	3,867	27,965	17,808	5

(4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士の知識や技術の向上を図るため、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を、平常勤務と切り離した教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保（気管挿管）（平成23年よりビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用が可能）、②アドレナリン（強心剤）の投与、③自己注射が可能なアドレナリン製剤の条件付き投与のほか、平成26年には、④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され、これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど救急業務の高度化に対応するための取り組みも実施しています。

その他、救急救命士の業務との連携を図るため、救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

表－24 救急隊員に対する教育訓練の実績

（令和4年度）

教育訓練項目	人員（回数）
救急救命士養成（養成研修派遣）	8
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	6
宮城県消防学校救急科派遣	0
宮城県消防学校初任総合教育（救急科）	26
救急救命士継続教育プログラム（生涯教育）	160（2回）
救急ステーション実習（生涯教育・1か月）	67
メディカルコントロール症例検討会	711（10回）
救急救命士就業前病院実習	17
東北救急医学会救急隊員部会（会津若松市）	5
日本臨床救急医学会（大阪市・WEB開催）	4
全国救急隊員シンポジウム（広島市）	6
宮城県救急医療研究会（仙台市）	21
救急隊員研修会（救急活動研究会）※中止	—
救急技術訓練	1,263（266回）
気管挿管病院実習	7
薬剤投与病院実習	17
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	26

(5) メディカルコントロール体制

平成15年4月から、市内4医療機関と連携し、メディカルコントロール体制を構築しています。

表－25 メディカルコントロール体制

医療機関名	業務内容
東北大学病院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルディレクター）
仙台市立病院	①指示、指導・助言 ②病院実習 ③事後検証（メディカルコントロール・メイン）
仙台医療センター	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）
仙台オープン病院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）

(6) 市民に対する応急手当の普及啓発

傷病者の救命効果を向上させるためには、救急隊が現場に到着するまでの間に、心肺機能停止（CPA）状態で倒れた人に対して、その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと（バイスタンダーCPR）が極めて重要です。

仙台市では、平成16年度を初年度として市民20万人（5人に1人）の受講を目標とし、平成19年度に達成したところですが、その後もこれまでの取り組みを継承し、引続き毎年度25,000人以上の受講を目標として、胸骨圧迫、人工呼吸及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いを主とした救命講習会を開催し、市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成24年度から、より気軽に応急手当が学べる「救命入門コース（90分）」、平成29年度には、主に小学校4年生から6年生を対象とした「救命入門コース（45分）」を設けています。

また、応急手当について学べるホームページの開設や緊急時にも使えるスマートフォン用のアプリケーション「救命ナビ」（平成29年4月に病気やけがの緊急度を自ら判定できる機能「救急受診ガイド」を追加、宮城県">#7119運用開始に伴い平成30年3月「おとな救急電話相談」を追加）を公開するなど、応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

表-26 救命講習の実施状況

（単位：人）

区 分	平成6～ 平成24	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	累計
普通救命講習	293,051	18,864	21,698	20,858	21,188	21,446	21,543	21,877	8,517	10,359	13,051	472,452
上級救命講習	12,442	583	603	697	648	616	681	412	268	276	342	17,568
応急手当普及員講習	4,112	189	188	227	213	209	207	186	152	200	140	6,023
救急入門コース	1,647	3,947	4,482	3,972	4,947	4,285	4,601	4,328	2,660	2,155	4,902	41,926
合 計	311,252	23,583	26,971	25,754	26,996	26,556	27,032	26,803	11,597	12,990	18,435	537,969

※ 令和2年から令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少

(7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは、①高度処置救急隊（ドクターカー）運用の拠点としての機能、②メディカルコントロール（事後検証、救急隊員教育、症例検討会）の拠点施設としての機能、③救急業務の高度化に適切に対応するため、救急業務全般を統括的に指導する救急課直轄の救急隊の活動拠点としての機能、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

(8) 仙台市中央救急出張所

仙台市中央救急出張所は、特に救急需要が高い市中心地域における対応として、仙台駅直近の宮城野橋高架下に建設し、救急課直轄の救急隊2隊を配置するとともに、①集団救急災害への対応、②感染症に対する取り組み、③救急車同乗実習を通じた他機関との連携、これら3つの機能を併せ持つ施設です。

(9) デイタイム救急隊の運用

救急需要の増加や救急活動時間の延伸等の課題に対応するため、令和4年4月から救急需要が特に多い平日の日中時間帯に運用する「デイタイム救急隊」を青葉消防署に1隊配置しています。

救急需要が特に多い市内中心地域への現場到着時間の短縮といった効果が期待されるほか、家庭事情等により当直勤務が困難な職員の活躍も期待されます。

(10) PA 連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄りの消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命効果の一層の向上が期待されます。

(11) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人を配置し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

令和5年4月1日現在の登録事業所施設数は、1,477施設となっています。



救急活動研究会



新型コロナウイルス感染症に係る救急活動中の感染防止策(訓練)

指 令

(1) 総合消防情報システム

仙台市では災害情報を収集伝達し処理する能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、先端技術を用いた「仙台市総合消防情報システム」を整備しています。

表－27 総合消防情報システムの構成

(令和5年4月1日現在)

区 分	システム名称		機 能
指 令 系	指令管制システム	指令サブシステム	119番の受信から出場指令に至る一連の業務を支援する。
		A V Mサブシステム	車両に搭載し、現場までのナビゲーション、動態管理、各種支援情報の閲覧等、出場車両の活動を支援する。
		署隊本部支援サブシステム	署隊本部運用・署落とし運用における、各消防署の指令業務を支援する。
		関係機関連絡サブシステム	出場指令に基づく、消防団、その他関係機関への事案情報の連絡を支援する。
業 務 系	警防・救急システム	警防サブシステム	警防活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		救急サブシステム	救急活動に係る活動報告、統計資料作成等の業務を支援する。
		警防活動支援サブシステム	警防活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
		救急活動支援サブシステム	救急活動における出場先での各種台帳情報の参照、活動報告の入力等を支援する。
	予 防 システム	予 防 サ ブ シ ス テ ム	査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
		危険物保安サブシステム	危険物に係る査察結果の入力、各種統計資料作成等の業務を支援する。
	総務・管理 システム	総 務 サ ブ シ ス テ ム	職員の勤怠管理、消防団の管理業務を支援する。
		管 理 サ ブ シ ス テ ム	被服管理、車両管理等の業務を支援する。
	消 防 G I S システム	地図管理サブシステム	仙台市が管理する消防地図をベースとして、各種台帳情報との連携を支援する。
		地図解析サブシステム	仙台市が管理する消防地図と各種台帳情報に基づく、解析・作図等を支援する。
	共 通 シ ス テ ム		利用者管理、帳票管理、メール送信、ウイルス対策等、各システムで共通して利用する基盤的機能を提供する。
映 像 系	高 所 監 視 カ メ ラ 設 備		高所監視カメラに係る設備
	ヘリコプターテレビ電送設備		ヘリコプターテレビ電送に係る設備
ネットワーク	消 防 救 急 無 線 設 備		消防救急無線に係る設備
	多 重 無 線 設 備		多重無線に係る設備
	衛 星 地 球 局 設 備		衛星地球局に係る設備

(2) 通信設備

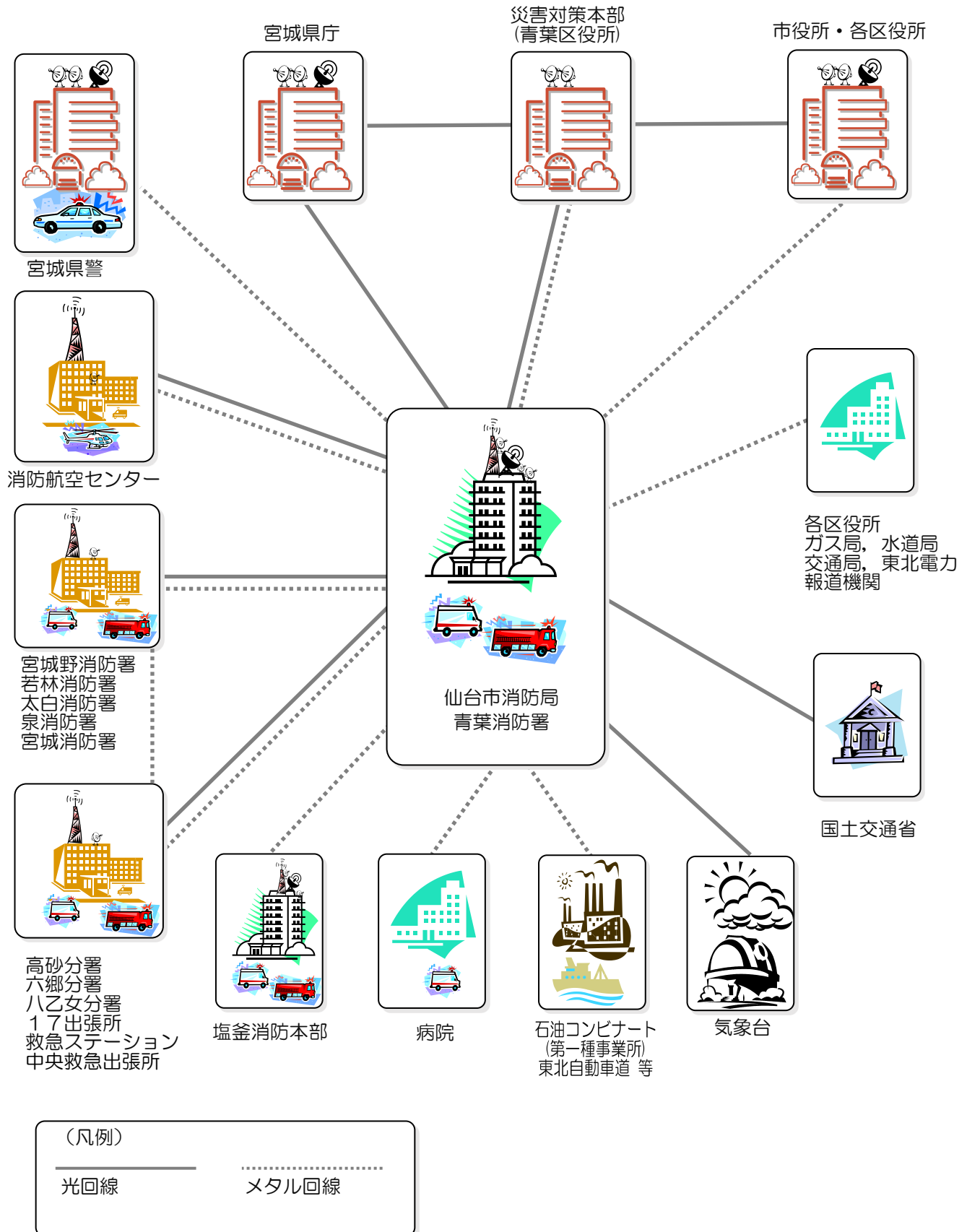
表－28 通信設備の構成

(令和5年4月1日現在)

無線電話設備	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	6基
	基地局	消防系	150MHz 10W・5W	1基
			260MHz	6基
	携帯基地局	ヘリテレ系	380MHz 10W	1基
	携帯局	消防系	260MHz 1W	6基
			400MHz 1W	255基
		ヘリテレ系	15GHz 5W	2基
			380MHz 5W・1W	4基
	陸上移動局	消防系	150MHz 5W	16基
			260MHz 10W・5W・2W・1W	584基
			400MHz 1W	119基
	航空局	航空系	130MHz 10W (固定型)	3基
			130MHz 1.8W・1.5W (携帯型)	4基
			130MHz 10W (携帯型)	2基
	航空機局	航空系	130MHz 25W	4基
光伝送設備	光伝送路終端装置			1式
	光画像伝送装置			1式
	光ファイバーケーブル線路			1区間
気象観測設備	気象観測設備・気象テレメータ設備			3箇所
	雨量計			15箇所
その他のシステム (消防局)	災害情報提供システム (杜の都防災メール)			1式
	メール119番システム			1式
	NET119緊急通報システム			1式
	119番通報映像サポートシステム(LiveView119)			1式
その他のシステム (消防局以外)	津波情報伝達システム			1式
	緊急情報ネットワーク (エムネット)			1式
	防災情報提供システム			1式
	河川・流域総合情報システム			1式
	全国瞬時警報システム (Jアラート)			1式
	宮城県総合防災情報システム (MIDORI)			1式
主要回線等の数	INS119番回線			20回線 40チャンネル
	データ指令回線			35回線
	業務系 (OA系) 回線			31回線
	メール119番用回線			2回線
	病院専用回線			15回線
	自動応答装置 (火災等の問い合わせ用)			20回線
	仙台市消防救急デジタル無線広域イーサネット回線			14回線

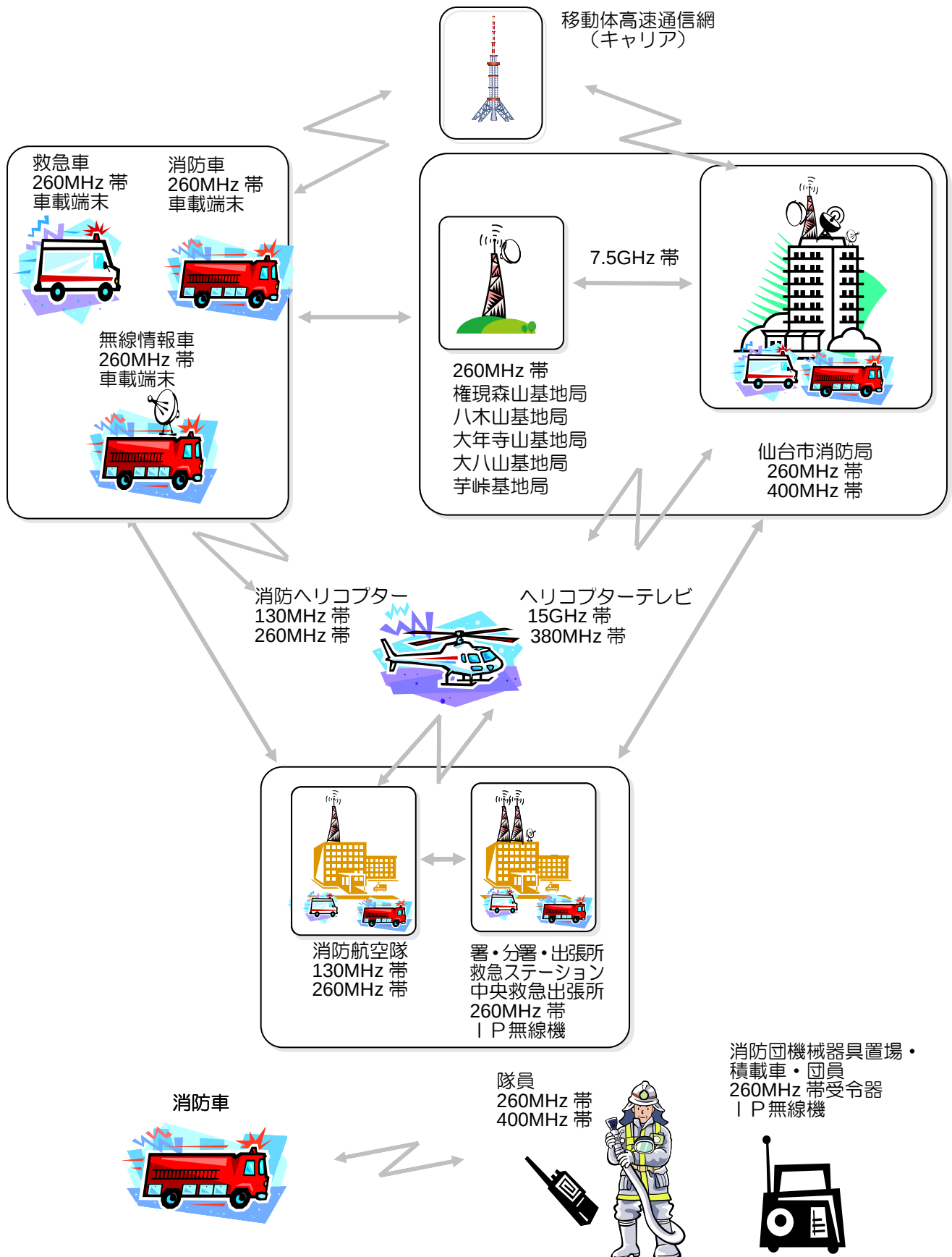
図－5 有線系統図

(令和5年4月1日現在)



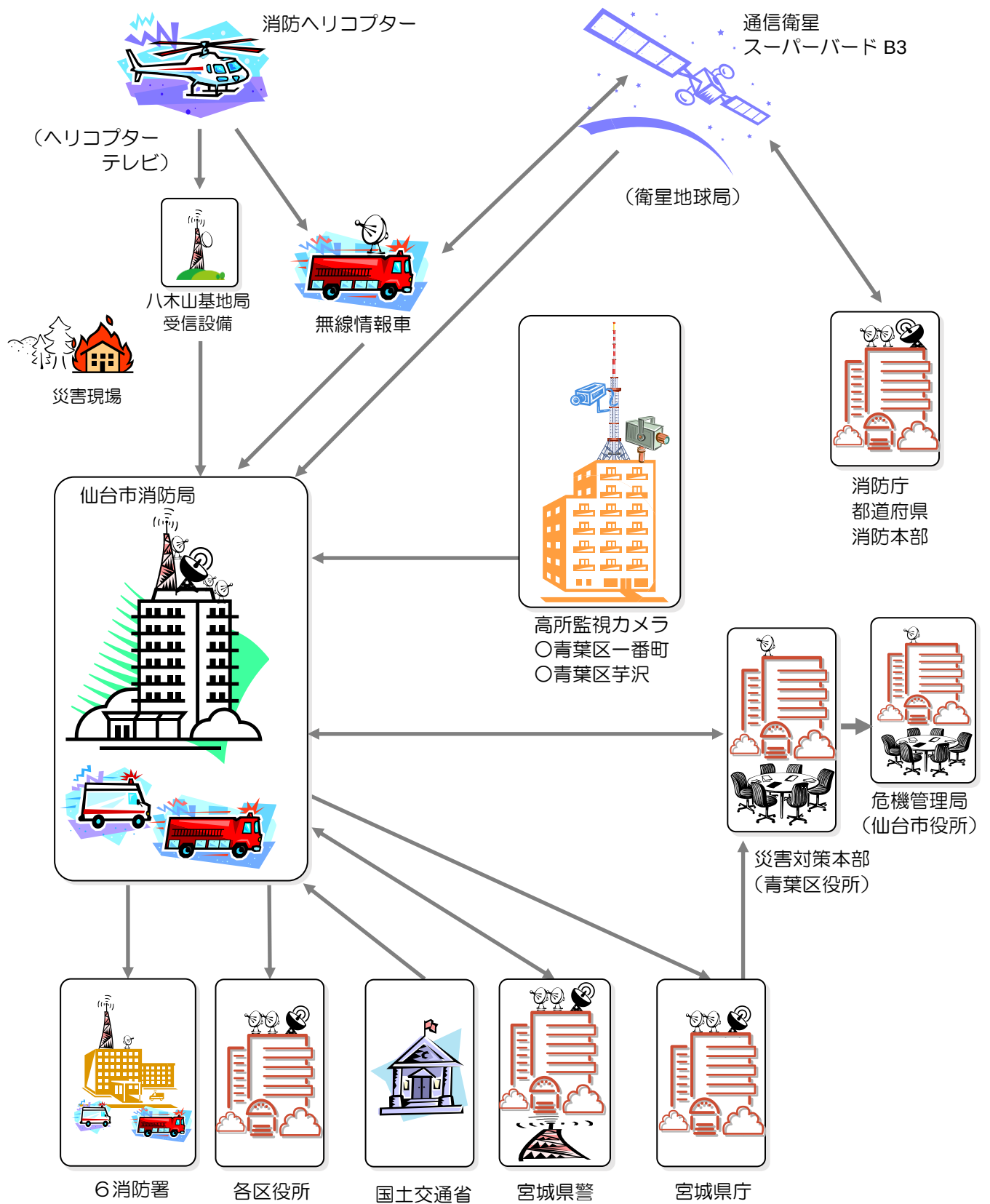
図－6 無線系統図

(令和5年4月1日現在)



図－7 映像伝送システム系統図

(令和5年4月1日現在)



火 災 予 防

(1) 住宅防火対策

仙台市の住宅用火災警報器設置状況は、アンケート調査の結果、令和 5 年 4 月現在 93.0%，条例設置率 75.5%となっており、引き続き設置促進を図っていきます。

また、住宅用火災警報器を設置した後も、電池切れや本体の故障などが懸念されることから、火災予防運動などのイベント、SNS やマスコミ等を活用した注意喚起と普及啓発を行っています。

(2) 防火意識の普及啓発

火災予防運動期間を中心に、主に各消防署で、地域の特色を生かした火災予防の啓発に取り組んでいます。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、直接的な広報に加え、SNS やデジタルサイネージ、動画等を活用した多種多様な広報等に取り組み、市民の防火意識の高揚を図っています。

また、年間を通じて行っているひとり暮らし等の高齢者世帯への防火訪問では、感染予防対策を行いながら、生活実態を踏まえた火災予防上のアドバイスや住宅用火災警報器・住宅用消火器の啓発チラシ等の配布により、住宅防火対策や高齢者の死傷者の低減に向けた取り組みを行っています。

若年世代に対しては、小学生の消防署庁舎見学時に火災予防の啓発を図っており、さらに地域の少年消防クラブでは、山火事防止標語板の取付けや、火災予防運動期間中の防火広報、ポスターコンクール等への参加を通して防火意識の醸成を図っています。

令和 4 年の秋の火災予防運動では、木下大サーカスと連携し、ポスター、動画及び地下鉄広告を作製したほか、3 年ぶりとなる「防火パレード」や東北大学学友会落語研究部と連携した「防火落語」などのイベントを企画し、幅広い年齢層の観客を集めました。令和 5 年の春の火災予防運動では、仙台市科学館と連携し、「火災を科学する」をテーマに親子実験教室やワークショップなどのイベントを行い、こちらも大勢の来場者に火災予防を呼びかけることができました。あらゆる視点から火災予防を考える機会を提供したことにより、これまで以上に防火意識が浸透し、普及啓発に繋がりました。



秋の火災予防運動ポスター



動画



地下鉄広告



防火パレード



仙台市消防音楽隊の演奏



防火落語



春の火災予防運動ポスター



親子実験教室



仙台市消防局

地下鉄広告

火 災 調 査

(1) 出火の状況及び火災による損害額

令和4年中の出火件数は209件で、前年（228件）に比べ19件減少しています。また、火災による死者は7人（前年2人）、負傷者は36人（前年39人）となっています。

損害額は6億636万5千円で、前年に比べ3億5,365万9千円増加しています。1万人あたりの出火件数（出火率）は、1.9件となっています。

表-29 火災の状況

区 分				単位	令 和 4 年			令 和 3 年		
出火件数	建物火災	ぼ や		件	89	127	209	95	137	228
		部 分 焼			20			16		
		半 焼			4			8		
		全 焼			13			18		
		爆 発			1			0		
	車 両 火 災				14	82		23	91	
	船 舶 火 災				0			0		
	林 野 火 災				0			0		
	そ の 他 の 火 災				68			68		
焼損棟数	ぼ や		棟	115		184	112		168	
	部 分 焼			39			21			
	半 焼			6			8			
	全 焼			24			27			
り災世帯	小 損		世帯	103		132	94		121	
	半 損			5			6			
	全 損			24			21			
り 災 人 員				人	258			261		
焼損面積	建 物 （ 床 面 積 ）			㎡	2,720			3,382		
	建 物 （ 表 面 積 ）				606			141		
	林 野			a	0			0		
損害額	建物	建 物		千円	197,400			176,718		
		収 容 物			71,076			60,926		
	車 両				7,517			12,429		
	船 舶				0			0		
	林 野				0			0		
	そ の 他				330,344			2,633		
	爆 発				28			0		
	合 計				606,365			252,706		
死 者				人	7			2		
負 傷 者					36			39		
放 水 火 災				件	85			87		
出 火 率				件/万人	1.9			2.1		

(2) 主な出火原因

令和 4 年中の出火件数 209 件のうち、電灯・電話等の配線が 43 件で、全火災の出火原因の 20.6%を占めており、昭和 55 年以降 42 年連続で出火原因の 1 位であった放火（疑い含む）を抜き 1 位となっています。

表－30 主な出火原因別の出火件数

（令和 4 年中）

順位	出火原因	件数
1 位	電灯・電話等の配線	43
2 位	たばこ	24
3 位	放火（疑い含む）	20
4 位	こんろ	18
5 位	電気機器	14
6 位	ストーブ	11
7 位	配線器具	10

(3) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が 127 件（60.8%）、その他の火災が 68 件（32.5%）、車両火災が 14 件（6.7%）となっています。

※ その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう

表－31 火災種別出火件数と構成比率

区 分	令 和 4 年		令 和 3 年	
	出火件数	割合（％）	出火件数	割合（％）
建 物 火 災	127	60.8	137	60.1
そ の 他 の 火 災	68	32.5	68	29.8
車 両 火 災	14	6.7	23	10.1
林 野 火 災	0	0.0	0	0.0
船 舶 火 災	0	0.0	0	0.0
合 計	209	100.0	228	100.0

(4) 署別火災発生状況

署別の火災発生状況を前年と比較すると、若林署は 8 件増加しているものの、その他の署は前年の件数を下回っています。

表－32 署別火災発生状況

区 分	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉 署	宮 城	合 計
令 和 4 年	50	48	27	45	27	12	209
割 合（％）	23.9	23.0	12.9	21.5	12.9	5.7	100
令 和 3 年	51	48	19	49	43	18	228
過去 10 年平均	68.5	53.0	33.3	49.1	41.0	20.8	265.7

防火管理・消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

令和5年4月1日現在、政令で定める防火対象物数は40,375件で、そのうち、青葉消防署管内の防火対象物は10,562件(全市の防火対象物の26%)、宮城野消防署9,184件(23%)、若林消防署6,361件(16%)、太白消防署6,975件(17%)、泉消防署5,594件(14%)、宮城消防署1,699件(4%)となっています。

表－33 防火対象物数

(令和5年4月1日現在)

区 分			政令防火 対象物数	青 葉 消 防 署	宮 城 野 消 防 署	若 林 消 防 署	太 白 消 防 署	泉 消 防 署	宮 城 消 防 署
合 計			40,375	10,562	9,184	6,361	6,975	5,594	1,699
(1)	イ	劇 場 等	34	4	15	2	5	7	1
	ロ	公 会 堂 等	276	48	49	35	59	65	20
(2)	イ	キ ャ バ レ ー 等	2	1			1		
	ロ	遊 技 場 等	48	7	15	5	7	10	4
	ハ	性 風 俗 店 等	0						
(3)	ニ	個 室 ビ デ オ 店 等	15	4	2	2	2	4	1
	イ	待 合 等	3	1			2		
(4)	ロ	飲 食 店 等	625	173	91	75	118	121	47
(5)	百	貨 店 等	1,256	180	217	217	249	294	99
(5)	イ	旅 館 等	252	75	32	9	90	32	14
	ロ	共 同 住 宅 等	20,782	5,812	4,372	2,936	4,174	2,793	695
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	46	13	17	3	4	8	1
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	13	4	3		2	4	
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	56	12	11	4	10	14	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	464	102	55	63	96	108	40
	ロ(1)	老人福祉施設等	393	44	69	41	106	92	41
	ロ(2)	救 護 施 設	3	2			1		
	ロ(3)	乳 児 院	1	1					
	ロ(4)	障害児入所施設	6	1				4	1
	ロ(5)	障害者支援施設	56	8	4	7	7	24	6
	ハ(1)	デイサービスセンター等	122	18	16	16	36	27	9
	ハ(2)	更 生 施 設	2	2					
	ハ(3)	助産施設、保育所等	299	48	61	44	73	53	20
	ハ(4)	児童発達支援センター等	36	11	4	1	12	7	1
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	286	51	30	22	84	72	27
	ニ	幼 稚 園 等	154	31	33	19	26	37	8
(7)	小 中 高 学 校 等		1,018	460	112	63	167	162	54
(8)	図 書 館 等		25	10		3	7	3	2
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	6	3		1		2	
	ロ	イ 以 外 の も の	5	2		1	1	1	
(10)	停 車 場 等		43	15	10	8	7	3	
(11)	神 社 等		358	114	52	76	50	39	27
(12)	イ	工 場 等	1,610	58	754	427	119	160	92
	ロ	テ レ ビ ス タ ジ オ	1	1					
(13)	イ	車 庫 等	1,138	462	241	146	118	137	34
	ロ	格 納 庫	3		1	2			
(14)	倉 庫		2,385	60	1,038	810	139	215	123
(15)	前 各 号 以 外		3,323	726	909	553	469	505	161
(16)	イ	複 合 (特 定)	3,163	1,360	509	395	428	368	103
	ロ	複 合 (非 特 定)	2,024	615	459	369	302	220	59
(17)	文 化 財 等		32	12	3	6	4	3	4
(18)	ア ー ケ ー ド		11	11					

(2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

令和 5 年 4 月 1 日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は 46,615 件であり、令和 4 年度に行った立入検査件数は 15,426 件です。（立入検査件数：防火対象物 14,264 件、危険物製造所等 1,162 件）

表－34－1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分			防火 対 象 物 数	令和 4 年度 立入検査件数	甲 種 防 火 対 象 物 数	乙 種 防 火 対 象 物 数	防火管理者届出済対象物数	
合 計			40,375	14,264	9,605	828	甲 種	乙 種
(1)	イ	劇 場 等	34	19	18		18	
	ロ	公 会 堂 等	276	133	219	29	212	28
(2)	イ	キャバレー等	2	1	1		1	
	ロ	遊 技 場 等	48	17	46	2	46	2
	ハ	性 風 俗 店 等	0					
	ニ	個室ビデオ店等	15	5	14		14	
(3)	イ	待 合 等	3	1	2		2	
	ロ	飲 食 店	625	309	300	249	269	224
(4)		百 貨 店 等	1,256	519	756	209	713	173
(5)	イ	旅 館 等	252	115	148	2	148	2
	ロ	共 同 住 宅 等	20,782	7,134	2,783	11	2,567	9
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	46	12	29		29	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	13	6	12		12	
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	56	16	32		32	
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	464	179	88	6	83	4
	ロ(1)	老人福祉施設等	393	101	360		346	
	ロ(2)	救 護 施 設	3		2		2	
	ロ(3)	乳 児 院	1	1	1		1	
	ロ(4)	障害児入所施設	6	1	6		5	
	ロ(5)	障害者支援施設	56	21	25		24	
	ハ(1)	デイサービスセンター等	122	50	64	5	62	5
	ハ(2)	更 生 施 設	2	2	2		2	
	ハ(3)	助産施設、保育所等	299	209	209	18	197	18
	ハ(4)	児童発達支援センター等	36	17	11		11	
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	286	87	58	7	56	6
	ニ	幼 稚 園 等	154	94	91	2	89	2
(7)		小 中 高 学 校 等	1,018	242	358	9	348	8
(8)		図 書 館 等	25	8	17	2	16	2
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	6	2	6		6	
	ロ	イ 以 外 の も の	5	1	1		1	
(10)		停 車 場 等	43	20	8		8	
(11)		神 社 等	358	144	208	46	186	41
(12)	イ	工 場 等	1,610	539	119	3	117	2
	ロ	テレビスタジオ	1					
(13)	イ	車 庫 等	1,138	302	6	1	6	1
	ロ	格 納 庫	3					
(14)		倉 庫	2,385	819	100		93	
(15)		前 各 号 以 外	3,323	1,101	802	51	754	44
(16)	イ	複 合（特定）	3,163	1,288	2,196	155	2,016	141
	ロ	複 合（非特定）	2,024	715	505	20	449	18
(17)		文 化 財 等	32	31	2	1	2	1
(18)		ア ー ケ ー ド	11	3				

表－34－2 危険物・少量危険物・指定可燃物施設数

(令和5年4月1日現在)

区 分	危険物施設等の数
合 計	6,240
危険物製造所等	1,986
少量危険物貯蔵取扱所	3,671
指定可燃物貯蔵取扱所	583

(3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

令和5年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は10,433件となっています。

(4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）や一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理について権原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付け、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等を行わせることを管理について権原を有する者に対して義務付けています。

令和5年4月1日現在、統括防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物は2,414件となっています。

表－35－1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(令和5年4月1日現在)

区 分			防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
				高層建築物		高層建築物		高層建築物
合 計			2,414	826	1,996	690	1,943	670
(1)	イ	劇 場 等	3	1	2	1	2	1
	ロ	公 会 堂 等	6		4		4	
(2)	イ	キャバレー等	1		1		1	
	ロ	遊 技 場 等	4		4		4	
	ハ	性 風 俗 店 等						
	ニ	個室ビデオ店等	1		1		1	
(3)	イ	待 合 等						
	ロ	飲 食 店	71	2	68	2	66	2
(4)		百 貨 店 等	16		13		12	
(5)	イ	旅 館 等	12	1	11	1	11	1
	ロ	共 同 住 宅 等	582	555	479	456	468	450
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院						
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	2	1	1	1	1	1
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	3	1	1	1	1	1
	ロ(1)	老人福祉施設等	3	1	1	1	1	1
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等	4		4		4	
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	2		2		2	
	ニ	幼 稚 園 等						
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
(15)		そ の 他 の 事 業 所 等	110	74	90	62	89	60
(16)	イ	複 合 (特 定)	1,313	131	1,100	119	1,071	108
	ロ	複 合 (非 特 定)	281	59	214	46	205	45

表－35－2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(令和5年4月1日現在)

区 分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合 計	70	68	68
11 階以上 10,000 m ² 以上	48	47	47
5 階以上 10 階以下 20,000 m ² 以上	22	21	21
4 階以下 50,000 m ² 以上	0	0	0

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げることができます。

表－36 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物

（令和5年4月1日現在）

区 分			合 計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉 消 防 署		宮城消防署	
			収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物	収 容 員 300 人 以 上	特 定 1 階 段 対 象 物
合 計			943	353	356	293	142	29	87	6	158	16	137	5	63	4
(1)	イ	劇 場 等	19	1	5		2		1		4	1	6		1	
	ロ	公 会 堂 等	144	0	30		29		16		32		26		11	
(2)	イ	キャバレー等	0	0												
	ロ	遊 技 場 等	47	0	5		14		6		7		10		5	
	ハ	性 風 俗 店 等	0	0												
	ニ	個室ビデオ店等	3	0	2						1					
(3)	イ	待 合 等	0	0												
	ロ	飲 食 店	20	63	19	58	1	3				1				1
(4)		百 貨 店 等	189	36	14	34	30	1	26	1	46		51		22	
(5)	イ	旅 館 等	41	26	17	18	4	3	2		12	4	3		3	1
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	14	6	5	4	1	2	1		3		3		1	
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所	0	1								1				
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	14	6	3	3	5		1		3	1		1	2	1
	イ(4)	無床診療所、無床助産所	3	6	1	2					1	3			1	1
	ロ(1)	老人福祉施設等	11	5	2	2		1	1		1	1	3	1	4	
	ロ(2)	救 護 施 設	0	0												
	ロ(3)	乳 児 院	0	0												
	ロ(4)	障害児入所施設	1	0											1	
	ロ(5)	障害者支援施設	0	0												
	ハ(1)	デイサービスセンター等	2	0	1								1			
	ハ(2)	更 生 施 設	0	0												
	ハ(3)	助産施設、保育所等	0	1				1								
	ハ(4)	児童発達支援センター等	0	0												
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	1	2						1	1	1				
	ニ	幼 稚 園 等	12	1	3						4	1	3		2	
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	3	3		3			1				2			
(16)	イ	複 合（特 定）	419	196	249	169	56	18	32	4	43	2	29	3	10	

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

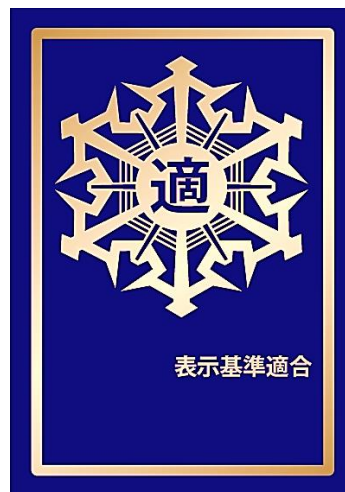
ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に交付される「表示マーク」を掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表－37 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(令和5年4月1日現在)

区 分	合 計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
合 計	48	28	7	2	6	3	2

表示マーク



表示マークの種類

表示マーク（銀）：消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（銀）が交付されます。（有効期間は1年間）

表示マーク（金）：消防機関による審査の結果、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、表示マーク（金）が交付されます。（有効期間は3年間）

防 災 管 理

(1) 防災管理の状況

消防法では、大規模地震の発生等に係る被害の軽減を目的として、平成 21 年 6 月 1 日から大規模・高層の建築物等に防災管理の実施及び自衛消防組織の設置を義務付けています。

表－38 防災管理状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分			防 災 管 理 対 象 物 数	防 災 管 理 者 届 出 対 象 物 数	防災管理に係る 消防計画届出 対 象 物 数	総合防災管理を必要とする防火対象物数	全体についての 防災管理に係る消防計画 届出対象物数	自衛消防組織設置 届出対象物数
合 計			143	139	139	70	68	139
(1)	イ	劇 場 等						
	ロ	公 会 堂 等						
(2)	イ	キャバレー等						
	ロ	遊 技 場 等	1	1	1			1
	ハ	性 風 俗 店 等						
(3)	ニ	個室ビデオ店等						
	イ	待 合 等						
(4)	ロ	飲 食 店						
	百	貨 店 等	2	2	2	1	1	2
(5)	イ	旅 館 等	9	9	9			9
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	4	4	4			4
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療所						
	イ(3)	(1)を除く病院、(2)を除く 有床診療所、有床助産所	5	5	5	1	1	5
	イ(4)	無床診療所、無床助産所						
	ロ(1)	老人福祉施設等	2	2	2			2
	ロ(2)	救 護 施 設						
	ロ(3)	乳 児 院						
	ロ(4)	障害児入所施設						
	ロ(5)	障害者支援施設						
	ハ(1)	デイサービスセンター等						
	ハ(2)	更 生 施 設						
	ハ(3)	助産施設、保育所等						
	ハ(4)	児童発達支援センター等						
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等						
	ニ	幼 稚 園 等						
(7)	小	中 高 学 校 等	19	19	19			19
(8)	図	書 館 等						
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等						
	ロ	イ 以 外 の も の						
(10)	停	車 場 等						
(11)	神	社 等						
(12)	イ	工 場 等	4	4	4			4
	ロ	テレビスタジオ						
(13)	イ	車 庫 等						
(15)	前	各 号 以 外	34	33	33	17	17	33
(16)	イ	複 合 (特 定)	59	56	56	49	47	56
	ロ	複 合 (非 特 定)	4	4	4	2	2	4
(17)	文	化 財 等						

防火管理講習等

(1) 防火管理に関する講習

防火対象物において防火管理者となる資格を付与するための講習として、甲種防火管理新規講習を定期的
に実施しています。甲種防火管理講習課程の修了者は、用途、規模、収容人員にかかわらず、すべての防火
対象物の防火管理者として選任される資格を得ます。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物で、収容人員が 300 人以上の防火対象物の甲種防火管理講
習修了の防火管理者には、5 年以内毎に再講習の受講義務があり、そのための講習として甲種防火管理再講
習を実施しています。

(2) 防災管理及び自衛消防業務に関する講習

大規模・高層の建築物において防災管理者や自衛消防組織の統括管理者となる資格を付与するための講習
として、防災管理新規講習及び自衛消防業務新規講習を定期的実施しています。

なお、防災管理新規講習には受講資格として甲種防火管理講習課程の修了が求められますが、それらを合
わせ両方の資格が同時に取得できる講習として、防火・防災管理新規講習も実施しています。

平成 26 年 4 月からは、防災管理者に選任されている方を対象にした防災管理再講習と、自衛消防業務新
規講習を受講された方及び自衛消防組織の業務に関する講習（追加講習）を受講された方を対象に自衛消防
業務再講習を実施しています。

表－39 防火管理講習等の実施状況

（令和 4 年度）

	甲種防火管理講習		防 災 管 理 講 習		防火・防災管理講習		自衛消防業務講習	
	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習	新規講習	再 講 習
受 講 人 数	1,645	356	143	17	682	183	683	264
回 数	12	3	2	1	5	2	30	11

消 防 同 意

(1) 消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

令和４年度における消防同意事務処理状況は 3,019 件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表－40 署別消防同意事務処理状況

(令和４年度)

区 分	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
計	3,019	825	679	550	594	315	56
新 築	2,713	714	666	543	477	264	49
増 築	154	8	13	5	76	45	7
改 築	4	4					
移 転	1					1	
用途変更	22	13		1	7	1	
修 繕	3			1		2	
模 様 替	1	1					
仮 設	87	77			8	2	
そ の 他	34	8			26		

表－41 用途・申請別消防同意状況

(令和4年度)

区 分			合 計	新 築	増 築	改 築	移 転	用 途 変 更	大規模 修 繕	大規模 模様替	仮 設	その他
合 計			3,019	2,713	154	4	1	22	3	1	87	34
(1)	イ	劇 場 等	4	2	2							
	ロ	公 会 堂 等	8	7	1							
(2)	イ	キャバレー等	0									
	ロ	遊 技 場 等	0									
	ハ	性 風 俗 店 等	0									
	ニ	個室ビデオ店等	0									
(3)	イ	待 合 等	0									
	ロ	飲 食 店	11	10	1							
(4)	百 貨 店 等		92	71	2						19	
(5)	イ	旅 館 等	1		1							
	ロ	共 同 住 宅 等	438	430						1	7	
(6)	イ(1)	避難のために患者の 介助が必要な病院	2	2								
	イ(2)	避難のために患者の 介助が必要な有床診療	5	1	4							
	イ(3)	(1)を除く病院,(2)を 除く有床診療所,有床助産所	1									1
	イ(4)	無床診療所, 無床助産所	17	11	5							1
	ロ(1)	老人福祉施設等	25	24	1							
	ロ(2)	救 護 施 設	0									
	ロ(3)	乳 児 院	0									
	ロ(4)	障害児入所施設	0									
	ロ(5)	障害者支援施設	8	8								
	ハ(1)	デイサービスセンター等	4	3				1				
	ハ(2)	更 生 施 設	0									
	ハ(3)	助産施設,保育所等	14	7	3			3			1	
	ハ(4)	児童発達支援センター等	1		1							
	ハ(5)	身体障害者福祉センター等	10	8				2				
	ニ	幼 稚 園 等	5	4	1							
(7)	小 中 高 学 校 等		59	12	32			4	2		7	2
(8)	図 書 館 等		0									
(9)	イ	蒸 気 浴 場 等	2	2								
	ロ	イ以外のもの	4	4								
(10)	停 車 場 等		20	19	1							
(11)	神 社 等		6	5	1							
(12)	イ	工 場 等	50	39	9	2						
	ロ	テレビスタジオ	0									
(13)	イ	車 庫 等	94	92	1			1				
	ロ	格 納 庫	0									
(14)	倉 庫		296	257	29				1		7	2
(15)	前 各 号 以 外		705	576	52	2	1	1			46	27
(16)	イ	複 合(特 定)	82	69	4			8				1
	ロ	複 合(非特定)	32	28	2			2				
(16の2)	地 下 街		0									
(16の3)	準 地 下 街		0									
(17)	文 化 財 等		0									
(18)	ア ー ケ ード		0									
専 用 住 宅			850	850								
併 用 住 宅			9	9								
危 険 物 製 造 所 等 ※			14	14								
そ の 他			150	149	1							

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上

危険物規制

(1) 危険物施設

令和5年4月1日現在、危険物製造所等の総数は1,986施設で、前年同期（2,008施設）に比べて22施設（約1.1%）減少しました。施設別にみると、地下タンク貯蔵所が509施設（全体の約26%）と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の386施設（全体の約19%）、給油取扱所の323施設（全体の約16%）、屋内貯蔵所の269施設（全体の約14%）の順となっています。

表－42 危険物施設数

（令和5年4月1日現在）

区分	合計	製造所	貯蔵所							取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
合計	1,986	8	269	160	85	509	6	386	12	323	4	222	2
青葉	284		35		47	124		9		28	3	38	
宮城野	746	6	123	114	9	97		199	8	114	1	73	2
若林	264		59	13	6	59	1	49	3	46		28	
太白	243		15	5	13	91	2	36		51		30	
泉	278		20	5	6	87	2	67	1	59		31	
宮城	171	2	17	23	4	51	1	26		25		22	

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域は大量の石油や高圧ガスが集積され、区域一体として防災体制を確立することが緊要であると認められる区域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき指定され、本市においては宮城野区港地区が特別防災区域に指定されています。

また、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所に対し、大容量泡放射システムの配備が義務付けられていることから、本市の特別防災区域では、青森県、秋田県の特定事業所と第二地区（東北）広域共同防災組織を結成しています。

なお、大容量泡放射システムは、秋田県男鹿市にある秋田国家石油備蓄基地内に配備されています。

表－43 石油コンビナート等特別防災区域（仙台地域）の現況（令和5年4月1日現在）

概要		防災資機材等	
面積	4.6 km ²	大型化学高所放水車	2台
特定事業所数		泡原液搬送車	2台
（共同防災組織加盟事業所数）		甲種普通化学車	3台
第1種	2事業所	放水砲・放水銃	17基
第2種	4事業所	耐熱服	18着
その他の事業所	6事業所	酸素・空気呼吸器	37個
石油貯蔵・取扱量	2,947 千kl	泡消火剤	144 kl
高圧ガス処理量	92,937 千Nm ³	オイルフェンス	4,460m
上記以外の可燃性ガス処理量	190,400 千Nm ³	オイルフェンス展張船	1隻
共同防災組織	1組織	油回収装置	1式
自衛防災組織	6組織	消防艇	2隻
防災要員	239人		

表－44 大容量泡放水システムの配備状況

(令和5年4月1日現在)

項 目	数 量	要 目	備付け場所
大 容 量 泡 放 水 砲	2 台	放水能力 15,000～40,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
ポ ン プ	3 台	水中ポンプ一体型 最大吐出量 20,000 ℓ /min・台	秋田国家石油備蓄基地
混 合 装 置	2 式	直接混合方式 混合範囲 1.0%～2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送水ホース及び結合金具	1 式	12B ホース 6,460m リール方式による展張・回収車	秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水砲用泡消火薬剤	108,000 ℓ	粘性付与水成膜泡消火薬剤	秋田国家石油備蓄基地

火 薬 類 取 締

(1) 火薬類施設

令和5年4月1日現在、火薬類製造所等の総数は54施設となっています。施設別にみると、製造所1施設、火薬庫21施設、販売所11施設、火薬庫外貯蔵所21施設となっています。

表－45 火薬類製造所等施設数

(令和5年4月1日現在)

区 分	計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉 消 防 署	宮城消防署
計	54	11	5	10	5	1	22
製 造 所	1						1
火 薬 庫	爆 薬 庫	4			2		2
	火 工 品 庫	3			1		2
	実 包 庫	1					1
	煙 火 庫	12					12
	がん具煙火庫	1					1
販 売 所	11	4	1	5			1
火薬庫外貯蔵所	21	7	4	5	2	1	2

(2) 立入検査

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に、消防職員が火薬類取締法第43条の規定により施設や消費場所に立ち入って、検査を行います。

表－46 立入検査等実施状況

(令和4年度)

項 目	立 入 検 査 (施 設)	立 入 検 査 (消 費)	保 安 検 査	煙火打揚場所等 現 地 調 査	合 計
件 数	42	6	22	17	87

高 圧 ガ ス 規 制

(1) 高圧ガス事業所

令和 5 年 4 月 1 日現在, 高圧ガス保安法に基づく事業所数は 1,379 事業所, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業所数は 167 事業所であり, 仙台市内における事業所の総数は 1,546 事業所となっています。

(2) 立入検査

高圧ガス等による災害の発生を防止し, 公共の安全を維持することを目的に, 消防職員が高圧ガス保安法第 62 条, 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 83 条及びガス事業法第 172 条の規定により事業所等に立ち入って, 検査を行っています。

表-47 高圧ガス法関係事業所数

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

事 業 所 区 分			事業所数
製 造 事 業 所	第一種	一 般 則	30
		冷 凍 則	29
		液 石 則	13
		コ ン ビ 則	0
		計	72
	第二種	一 般 則	127
		冷 凍 則	393
		液 石 則	1
	計	521	
小 計		593	
販 売 事 業 所		594	
貯 蔵 所	第一種	一 般 則	26
		液 石 則	3
		計	29
	第二種	一 般 則	110
		液 石 則	0
		計	110
小 計		139	
特定消費事業所	一 般 則		30
	液 石 則		3
	小 計		33
容 器 検 査 所		20	
合 計			1,379

表-49 高圧ガス法関係立入検査数

(令和 4 年度)

事 業 所 区 分			立入検査数
製 造 事 業 所	第一種	一 般 則	19
		冷 凍 則	2
		液 石 則	11
		コ ン ビ 則	0
	計	32	
	第二種	一 般 則	31
		冷 凍 則	22
		液 石 則	1
		計	54
小 計		86	
販 売 事 業 所		154	
貯 蔵 所	第一種	一 般 則	2
		液 石 則	2
		計	4
	第二種	一 般 則	35
		液 石 則	0
		計	35
	小 計		39
特定消費事業所	一 般 則	12	
	液 石 則	1	
	小 計	13	
容 器 検 査 所			14
合 計			306

表-48 液石ガス法関係事業所数

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業	75
保安機関	72
特定供給設備・貯蔵施設	7
充てん設備	13
合 計	167

表-50 液石ガス法関係立入検査数

(令和 4 年度)

事業所区分	立入検査数
液化石油ガス販売事業	31
保安機関	31
特定供給設備・貯蔵施設	6
充てん設備	11
液化石油ガス設備工事関係	20
特定液化石油ガス設備工事事業関係	66
合 計	165

表-51 ガス事業法関係立入検査数

(令和 4 年度)

事業所区分	立入検査数
ガス事業法	26
合 計	26

民間防火組織等の活動

(1) 家庭を中心とした自主防災活動

住宅防火対策の一翼を担う仙台市女性防火クラブ連絡協議会は、6つの地区（青葉、宮城野、若林、太白、泉、宮城）で構成され、それぞれの地域において、火災予防意識の啓発や応急手当に関する研修会など様々な活動を行っています。

令和5年4月1日現在、450クラブが活動を行っています。

(2) 少年・少女を中心とした自主防災活動

少年消防クラブは、おおむね10歳～15歳の少年少女により地域や学校を単位に結成されるもので、防火防災に関する知識を身につけるため、消防署の訪問や防災教室に参加するほか、地域に防火標語板を設置するなど様々な活動を行っています。

また、幼年消防クラブは幼少期からの火災予防意識の高揚を図るため、幼稚園、保育園の園児等を対象として結成されるものです。

表－52 民間防火組織等の結成状況

（令和5年4月1日現在）

名 称		合 計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉	宮 城
女性防火クラブ	支 部 数	36	4	6	10	7	6	3
	ク ラ ブ 数	450	48	79	124	127	36	36
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	14	2	5	2	2	1	2
	ク ラ ブ 員 数	1,515	75	404	55	703	17	261
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	44	7	7	7	9	11	3
	ク ラ ブ 員 数	3,905	1,024	480	361	815	837	388

表－53 民間防火組織等の活動状況

（令和4年度）

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 （ 訓 練 ） 項 目 回 数										
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会・研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他	学 校 と 連 携
合 計	341	976	6,571	10	7	7	26	2	121	18	1	222	1	1
女性防火クラブ	316	945	4,591	6			24	2	118	12	1	201		
少年消防クラブ	5	7	189		2	1	2		2	1		3	1	1
幼年消防クラブ	20	24	1,791	4	5	6			1	5		18		

消 防 団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民により育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

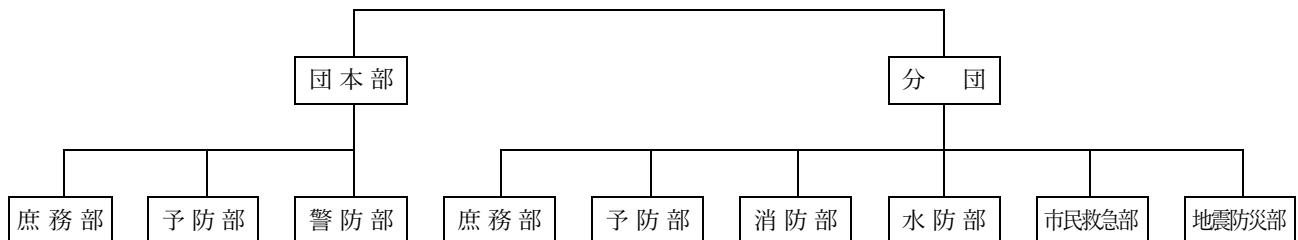
消防団を構成する消防団員の多くは、家業や会社勤めの傍ら活動を行い、地域の安全を守っています。

(1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和 23 年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、7 つの消防団で構成されています。

図－8 消防団組織図

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



(2) 消防団員の定員・現員

令和 5 年 4 月 1 日現在の消防団員数は 1,853 人（うち女性団員 143 人）であり、定員 2,344 人に対する充足率は 79.1%となっています。

表－54－1 消防団員の階級別定員・現員

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	青 葉 消防団		宮 城 野 消防団		若 林 消防団		太 白 消防団		泉 消防団		宮 城 消防団		秋 保 消防団		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
団 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7
副 団 長	2	2 (1)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13 (1)
分 団 長	11	11	8	8 (2)	6	6	9	9 (1)	15	15 (1)	9	9	6	6	64	64 (4)
副分団長	11	11 (1)	11	11	8	8	10	9	15	15	9	9	6	6	70	69 (1)
部 長	63	54 (4)	55	52 (1)	43	42 (2)	62	60 (2)	87	86 (7)	59	57 (1)	33	33 (2)	402	384 (19)
班 長	62	51 (7)	82	82 (3)	74	69 (4)	82	79 (1)	86	79 (3)	100	83	34	29 (8)	520	472 (26)
団 員	110	77 (15)	215	162 (13)	216	151 (7)	264	170 (19)	224	145 (20)	175	109 (12)	64	30 (6)	1,268	844 (92)
計	260	207 (28)	374	318 (19)	350	279 (13)	430	330 (23)	430	343 (31)	355	270 (13)	145	106 (16)	2,344	1,853 (143)

※ () 内は女性消防団員

(3) 消防団員の活動

消防団員は、火災、水害及び震災等の災害時の活動を始め、平常時には自主防災組織等と協力した防火活動や、夏祭り・どんと祭等恒例行事での火災の警戒を行うなど、地域に根ざした消防団活動を行っています。

令和４年度の消防団員の災害、警戒及び訓練等への出場回数 5,287 回、出場延人員は 28,722 人となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和４年度も令和３年度に引き続き消防団特別点検が中止になりましたが、各分団等で個別に訓練を実施し、災害対応能力の維持向上に努めています。

表－54－2 消防団別出場回数及び出場人員

(令和５年４月１日現在)

出場区分	青葉消防団	宮城野消防団	若林消防団	太白消防団	泉消防団	宮城消防団	秋保消防団	合計
災害(回)	43	30	41	53	82	44	6	299
警戒(回)	261	191	236	407	280	256	154	1,785
訓練(回)	335	371	407	479	880	610	121	3,203
計	639	592	684	939	1242	910	281	5,287
災害(人)	280	408	368	630	357	319	132	2,494
警戒(人)	947	1316	1,314	2,084	1,126	1,215	535	8,537
訓練(人)	1,998	3,351	2,573	3,140	3,242	2,288	1,099	17,691
計	3,225	5,075	4,255	5,854	4,725	3,822	1,766	28,722



せんだいTube「現代の火消しの心意気」

QRコード(右)



消防団車両

危機管理・防災

本市は、都市型地震災害と評された昭和 53 年の宮城県沖地震の経験から、「防災都市宣言」を行い、災害に強い安全な都市づくりに努めてきました。また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災によって、都市型地震災害の恐ろしさをさらに痛感することとなり、より安全性の高い都市づくりを推進していくことの大切さを再認識させられ、平成 9 年に仙台市防災都市づくり基本計画を策定、平成 13 年には地震被害想定調査を実施して、切迫する宮城県沖地震に重点的に取り組むべき対策を取りまとめ、各事業を展開してきました。

しかしながら、平成 23 年に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超え、完全な防災の限界と減災の視点の重要性が再認識させられました。この震災の対応については、仙台市震災復興計画に基づき、地域防災計画の見直しや、津波に対する備えなど数々の対策が必要となったところです。

市全体の組織体制については、平成 19 年度に新たに危機管理を所管する副市長を置くとともに、危機管理監が局長級として独立、平成 26 年度には災害対策基本法に規定された事案を担当していた消防局の防災部門と、国民保護計画の策定やテロ、新型インフルエンザ等の危機事象を担当していた総務企画局の危機管理部門を統合して、市長直轄の危機管理室（部相当）を新設し、3 つの課で危機管理・防災業務の総合調整を行うこととしました。さらに令和 3 年度からは、市民生活に幅広く影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年の台風・豪雨による河川の氾濫や土砂災害といった大規模な自然災害の頻発化等を踏まえ、危機事案に対する対応力をさらに強化するため、危機管理室（部相当）を危機管理局（危機管理部、防災・減災部）としました。

防災都市宣言

1978 年宮城県沖地震は、市民生活にかつてない打撃を与え、本市のみならず全国の都市に重大な警鐘を鳴らした。

本市はすでに、全国に先がけて健康都市を宣言し、清く明るく住みよい都市づくりに全力を傾注してきたが、さらに今回の災害を貴重な教訓として都市防災をこれからの健康都市建設の基調に据え、災害に強く一層安全な都市仙台をめざすことを決意した。

よって、ここに 6 月 12 日を「市民防災の日」と定め、全市民とともに仙台市を防災都市とすることを宣言する。

昭和 54 年 6 月 12 日

仙台市長

(1) 防災計画

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、仙台市防災会議が策定しているものです。

仙台市では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における課題等を踏まえ、平成 25 年 3 月に「共通編」及び「地震・津波災害対策編」を全面修正し、平成 25 年度には「風水害等災害対策編」の見直しと、「原子力災害対策編」の策定を実施しました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

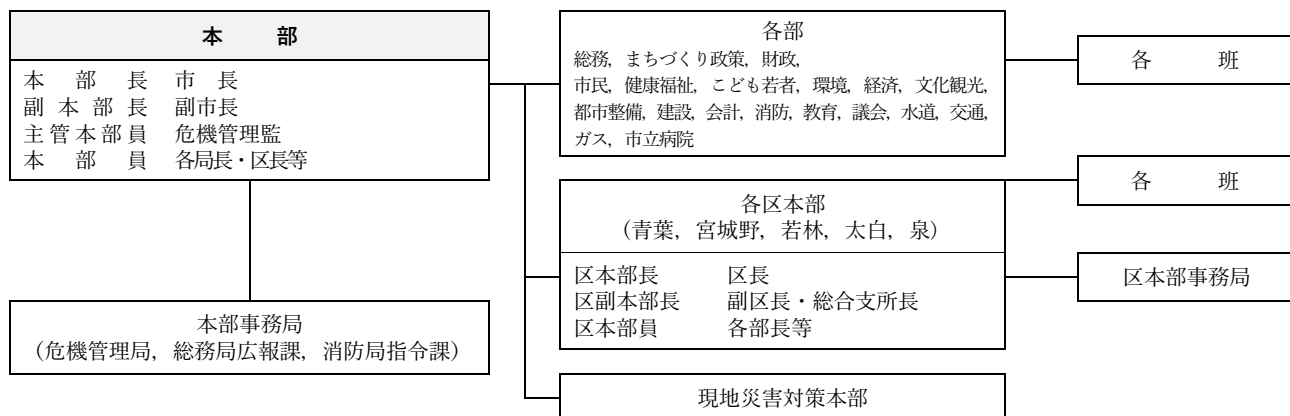
平成 28 年度は平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における課題等を踏まえ、見直しを行いました。本計画については、当該法の規定に基づき、毎年検討を加えるほか、国の防災基本計画や県の地域防災計画の改正を踏まえ、必要な修正を行っています。

(2) 危機対応組織

仙台市では、災害対策基本法に定める自然災害・大規模事故等が発生した場合や発生するおそれのある場合等には、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、対応することとしています。

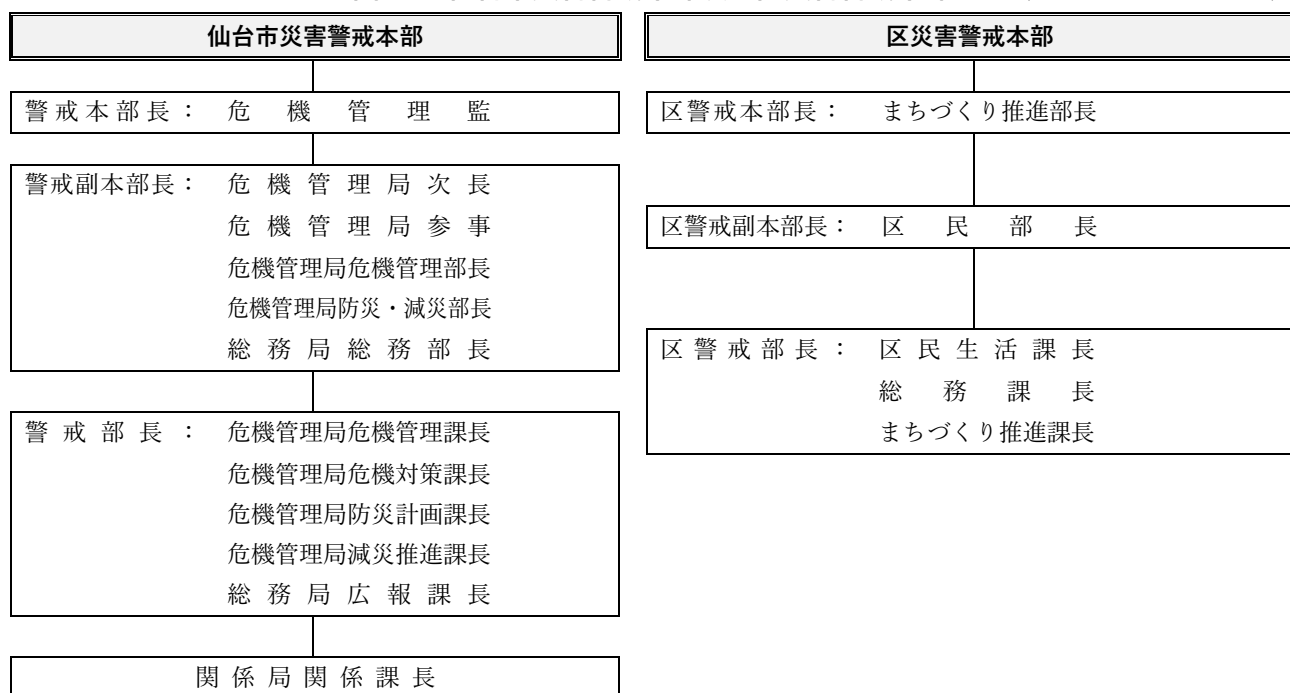
図－9 仙台市災害対策本部

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



図－10 仙台市災害警戒本部及び区災害警戒本部

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



(3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置し、デジタル移動通信系、固定系、全市移動系及びIP系で構成されています。

このうちデジタル移動通信系は、市役所、区役所等の庁舎及び車両並びに指定避難所、補助避難所、福祉避難所、防災関係機関及び災害拠点病院等に移動局を配備しています。しかしながら、既存のデジタル移動通信系は、電波不感地帯、回線の輻輳リスク、障害発生時の復旧速度及び維持管理費の増加等、様々な課題を抱えていることから、デジタル移動通信系と同様の配備先へIP系を配備しています。IP系は、携帯電話のデータ通信回線を利用し通信する無線システムで、携帯電話のエリア内であれば全国どこでも屋内や地下でも通信可能（アンテナ設置不要）、無線免許不要等の特徴があり、従来の音声通信に加え、画像や位置情報の共有等を可能とし、大規模災害発生時等における本市の災害対応能力を向上させることを目的として配備しています。

また、沿岸部に住む市民等に津波情報、避難情報及び国民保護情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固定系）を設置しているほか、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えた全市移動系の無線を整備しています。

表－55 防災行政用無線の保有状況

（令和5年4月1日現在）

デジタル移動通信系

基地局	4局（10W）権現森山，大八山，芋峠，八木山					
固定局	2局（0.2W）青葉区役所，権現森山					
陸上移動局	半固定型	車載型	携帯型	簡易統制局	自動中継局	合計
	（5W）	（5W）	（2W）	（5W）	（5W）	
	522	124	68	1	2	717

全市移動系

基地局	1局（5W）青葉区役所
陸上移動局	20局（5W）携帯型

固定系（仙台市津波情報伝達システム）

固定局	区分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局	1						1
	子局		24	18	24	10		76
	合計	1	24	18	24	10	0	77

IP系

陸上移動局	800局（携帯型）
-------	-----------

(4) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

コミュニティ防災センターは、市民センター又はコミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した地域の防災・減災活動の拠点となる施設であり、1小学校区に1箇所程度設置しています。コミュニティ防災センターがない小学校区については、市民センター等の新築、大規模改修に併せて整備を進めますが、それまでの間は敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資機材の備蓄を行っています。

(5) 避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、または災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

【緊急的に活用する避難所・避難場所】（指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

指 定 避 難 所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津 波 避 難 施 設 津 波 避 難 場 所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げるいとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広 域 避 難 場 所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守る広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地 域 避 難 場 所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。

【その他の補完的避難施設】

補 助 避 難 所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域、市と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地 区 避 難 施 設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県 有 施 設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
福 祉 避 難 所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。

表－56 各区の避難所・避難場所の概要

(令和5年4月1日現在)

指定避難所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	50	247,000	55,287
宮 城 野 区	34	146,300	38,444
若 林 区	20	78,100	22,409
太 白 区	44	193,200	44,665
泉 区	47	295,100	49,853
計	195	959,700	210,658

地域避難場所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	19	154,100	－
宮 城 野 区	9	82,600	－
若 林 区	11	73,500	－
太 白 区	7	67,700	－
泉 区	8	90,600	－
計	54	468,500	－

広域避難場所

区 分	箇所数	収容可能人員（人）	
		避 難 場 所	避 難 所
青 葉 区	2	68,000	－
宮 城 野 区	2	93,000	－
若 林 区	1	42,000	－
太 白 区	2	31,000	－
泉 区	1	24,000	－
計	8	258,000	－

(6) 災害救助物資の備蓄

・指定避難所等への備蓄

指定避難所や補助避難所となり得る市民センター、コミュニティ・センター等に、発災直後に必要となる食料（クラッカー、ようかん、調理不要食、アルファ米、アルファ粥）、飲料水、毛布、簡易組立トイレ等を備蓄し、区役所、総合支所に、粉ミルクや哺乳瓶等、避難所からの要請に応じて配送が必要となる物資を備蓄しています。

・流通在庫備蓄

衛生用品（子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレットペーパー、軽失禁パッド）については、企業の流通ルートの中で管理し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、東部地域の13箇所に津波避難施設（タワー型6箇所、ビル型5箇所、津波避難屋外階段2箇所）を整備しました。

表－57 主な水防実施機関とその任務

（令和5年4月1日現在）

水防管理者（市長）	
担当局区等	任 務
危機管理局	各局各区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営
消 防 局	各課の連絡調整、職員の動員、消防団の庶務
	消防車両及び資機材の整備、消防車等の燃料等の調達
	災害の記録、被害状況の集約、他課の支援
	防御活動の指揮及び部隊運用、隊員及び資機材の輸送・配分、被害状況図及び警防活動図の作成、災害活動、救助及び警戒の総合調整、資材の調達、収用
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動
	消防隊等の指令管制、指揮命令の伝達、災害情報の収集伝達
	被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
	警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害状況等の収集伝達
経 済 局	用排水施設に関すること
建 設 局	排水施設の管理及び操作
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること
区 役 所	災害情報の収集伝達、区災害対策本部の設置運営
各 局 (避難所担当課)	避難所開設・運営

表－58 指定水防区域

（令和5年4月1日現在）

区 分	重 要 水 防 箇 所
重要水防区域	名取川33箇所、広瀬川25箇所、七北田川8箇所、梅田川6箇所、北貞山運河2箇所
重要水防特定区間	名取川1区間、広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川、井土浦川、貞山運河、二郷堀、要害川、広瀬川の一部

(8) 地域の自主防災活動

安全安心なまちづくりを実現するためには、行政が防災体制を整備するだけでは不十分であり、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければなりません。

令和5年4月1日現在、自主防災組織を結成している町内会等は1,365で、各種防災活動を行っています。

(9) 仙台市地域防災リーダー

自主防災組織の活動を活性化させ、地域防災力の強化を図るために、自主防災活動の中心的な役割を担う仙台市地域防災リーダーの養成講習会を行っています。

令和5年4月1日現在、仙台市地域防災リーダーを1,096人養成しました。

表－59 自主防災組織の結成状況

(令和5年4月1日現在)

合 計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
1,365	430	210	168	271	208	78

表－60 自主防災組織等の活動状況

(令和4年度)

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 (訓 練) 項 目 回 数										
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 談 会・研 修 会	映 写 会	取 扱 訓 練	コ ミ セ ン 資 機 材	そ の 他	学 校 と 連 携
自主防災組織等	132	316	13,162	24	72	46	65	27	35	23	3	59	13	1

消防相互応援協定等

(1) 消防相互応援協定等の締結状況

消防組織法では、市町村長は、必要に応じて、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるよう、消防の相互応援に関して協定を締結できることを規定しています。

現在、仙台市では、隣接する市町村等と消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定や回転翼航空機（ヘリコプター）の応援協定などを締結しています。

表－61 消防相互応援協定等

(令和5年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
隣 接 市 町 村 等	消防相互応援協定書	S48.4.1	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、塩釜地区消防事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定書	S63.3.1	仙台市、黒川地域行政事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
	消防相互応援協定実施細目	H15.5.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、名取市消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定実施細目	H10.4.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、山形市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、尾花沢市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、天童市	大規模特殊な災害に相互に応援する
	消防相互応援協定書（同実施細目）	S63.9.20	仙台市、東根市	大規模特殊な災害に相互に応援する
県 内 広 域	宮城県広域消防相互応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	地震風水害、山林地域での林野火災・大災害、高層建築物の火災等大規模災害が発生した場合に相互に応援する
行 政 区 域 境 界	市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S57.4.1	仙台市、塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いについて定める協定
	仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書	H10.4.1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書
	大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書	H30.3.1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合消防本部	行政区域の境界線上に存する大和ハウス工業株式会社DPL仙台港に係る消防業務に関する覚書

表－62 高速自動車道路等応援協定等

(令和5年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
東北自動車道	東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	S63.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合	協定市等の行政区のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
	東北自動車道宮城県消防相互応援協定に基づく実施細目	S63.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 栗原市消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 黒川地域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
	東北自動車道における消防業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道における消防業務に関する覚書
	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書	S63.3.1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道（仙台南 IC から古川 IC までの間）における救急業務に関する覚書
	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	R5.3.25	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施に関する覚書
三陸自動車道	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H28.3.27	塩釜地区消防事務組合, 仙台市, 東日本高速道路(株)東北支社	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書
	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H28.3.27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等について定める協定
仙台東部道路・仙台南部道路	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25.7.1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
	仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25.7.1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する覚書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路(株)東北支社	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等に関する覚書
	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助業務等に関する協定書	H25.12.22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火, 救急及び救助等について定める協定

表－63 航空消防応援に関する応援協定等

(令和5年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H31.4.1	宮城県、仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H31.4.1	仙台市、名取市、登米市、栗原市、黒川地域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H5.4.1	宮城県、仙台市	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16.4.1	宮城県、仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定（同覚書）	H8.1.22	仙台市、東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H5.10.1	仙台市、宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17.6.16	宮城県警察本部、仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定

表－64 その他の応援協定等

(令和5年4月1日現在)

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
大規模特殊災害発生時等における協力	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H8.10.15	仙台市、フタバタクシー	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10.9.1	仙台市、仙台メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
	大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21.3.18	仙台市、宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援、物的支援及び技術的支援等の協力体制について定める協定
	大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24.10.29	仙台市消防局、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力について定める協定
	MCA無線の相互通信に係る協定	H30.1.30	宮城県、宮城県医師会、仙台市消防局、仙台市健康福祉局	MCA 無線利用による相互通信について定める協定
	緊急消防援助隊派遣時における食料物資の供給協力に関する覚書 (H30.12.10 締結「仙台市とみやぎ生活協同組合との『安心して暮らせる地域づくり』に向けての包括協定」締結後は、同協定の実施細目の位置付け)	H29.12.1	仙台市消防局、みやぎ生活協同組合	緊急消防援助隊応援派遣時における食料物資の調達協力についての覚書
	※ イオン株式会社からの緊急消防援助隊応援時の食料物資の供給については、「仙台市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定」(H24.10.31 締結(仙台市・イオン株式会社))により協力を得ることとしている。			
現場活動の連携	災害救助犬の出動に関する協定（同実施細目）	H10.9.1	仙台市消防局、(社)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命探索にかかる災害救助犬の出動要請について定める
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.8	仙台市消防局、東北大学病院	地域を限定して発生し、原因が特定できる災害において、消防と医師等が連携し、多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H22.9.13	仙台市消防局、仙台医療センター	地域を限定して発生し、原因が特定できる災害において、消防と医師等が連携し、多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
	救急活動支援医療チーム出場体制に関する協定	H25.4.1	仙台市消防局、東北医科薬科大学病院	地域を限定して発生し、原因が特定できる災害において、消防と医師等が連携し、多数傷病者に対して救命活動を行うための協定
海域の活動	宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S46.9.1	宮城海上保安部、仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等について定める協定

	応援協定の名称	発効日	締結市町村等（記名順）	協定の内容
鉄 道 災 害 発 生 時 の 連 携	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.12.25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 東日本旅客鉄道(株)水戸支社, 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社, 日本貨物鉄道(株), 阿武隈急行(株), 仙台空港鉄道(株), 仙台臨海鉄道(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, 岩沼市消防本部, 登米市消防本部, 栗原市消防本部, 石巻地区広域行政事務組合消防本部, 塩釜地区消防事務組合消防本部, 亘理地区行政事務組合消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との, より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保について定める協定
霞 目 飛 行 場	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S54.4.1	仙台市消防局, 陸上自衛隊霞目駐屯地	霞目飛行場及びその周辺において, 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し, 連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
仙 台 国 際 空 港	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市, 名取市, 岩沼市, 亘理地区行政事務組合	仙台空港及びその周辺における消火救難活動について定める協定
	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	R 3.3.23	仙台国際空港(株), 仙台市消防局, 名取市消防本部, あぶくま消防本部	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の円滑な実施に関し, 必要な事項についての覚書
官 学 連 携	地域消防力の向上等に関する協定書	H30.7.12	仙台市, 東北福祉大学	官学連携による消防防災力の向上や人材育成を図り, 多岐に渡る消防行政の持続的な発展につなげる協定